

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2024年7月



株式会社オプロ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式595,404千円（見込額）の募集及び株式6,324千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式106,020千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2024年7月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 オプロ

東京都中央区京橋二丁目14番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。



① 経営方針



当社は「make IT simple」というミッションを掲げております。企業はコーポレート・ガバナンスを強化し、常にビジネスの「見える化」を進めています。更に、環境・グローバル・M&A等を考慮し、ビジネスモデルを含め、あらゆる変化に対応するためITを強化しています。これらに迅速に対応するためには、ITをsimpleにまとめ上げ、様々な変化に対して迅速に対応する必要があります。まさに時代は「make IT simple」を求めています。オプロは「make IT simple」を実現するソフトウェア製品、サービスを提供してまいります。

経営理念

謙虚

人を敬い尊敬すること
(相手を認めること)

誠実

人や仕事に真面目に
対応すること

進取

自ら進んで新しい事を
取り込むこと

SDGs

Diversity, Equity & Inclusion

② 事業の内容



地球温暖化、少子高齢化、サイバー犯罪、パンデミック対応などによるビジネス環境の変化は、DX(※1)の推進を加速しています。DXは単なる業務効率化やシステム刷新ではなく、そのゴールはデジタル技術でビジネスモデルやワークスタイルを変革し、私たちを取り巻く環境がどう変化しても持続可能なビジネスと社会を実現することにあります。

そのためには、あらゆる業務や情報資産をデジタル化してオンラインでつなぎ、その柔軟性や活用度を高める必要があります。しかし、システムのサイロ化(※2)や膨大な紙文書がその足かせとなるケースも多くあります。当社は「業務をつなげる力」で足かせからお客様を解放しDXの可能性を広げるため、ビジネス文書の電子化とデータ連携に取り組んできました。

当社は「未だないピースを発明する」をコンセプトに、データオプティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションの提供を通して、幅広い分野で豊富なノウハウ＝「つなげる力」を蓄積してきました。その力を活用して情報伝達の在り方を変えれば、分断されていた業務が「つながって」生産性が上がることはもちろん、お客様のビジネスが様々な可能性と「つながり」、新たな価値やビジネスを生み出していきます。そのような状況をお客様と共に創り上げていくことこそ、当社が考える真のカスタマーサクセスです。

また、DXを推進するうえで、当社が重要と考えているものは「内製化」です。システムインテグレーター等に頼らず、自社で完結できてこそ、推進が加速されると考えております。当社はローコード、ノーコードで処理を実現できるサービスを提供し、さらにAI機能を取り入れ、自動で生成される仕組みを実現しております。

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントですが、その売上は現在の主力サービスである「クラウド売上」を中心に、「製品売上」、「製品保守売上」、「その他売上」より構成されております。データオプティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションの売上については、「クラウド売上」に含まれております。また、「製品売上」とは、クラウドサービス提供開始以前より販売しているオンプレミス製品の売上であり、「製品保守売上」とは、そのオンプレミス製品に関わる保守売上であります。当社の売上の大半は月次で計上されるクラウドサービスのライセンス利用料となるため、安定的に推移いたします。上記区分別の売上高の推移は以下のとおりです。

	2022年11月期		2023年11月期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
クラウド売上	1,183,382千円	91.7%	1,526,430千円	94.3%
製品売上	20,717千円	1.6%	8,379千円	0.5%
製品保守売上	68,857千円	5.3%	65,123千円	4.0%
その他売上	17,541千円	1.4%	18,224千円	1.1%
合計	1,290,499千円	100.0%	1,618,158千円	100.0%

また、当社は、様々な他社SaaSと連携したクラウドサービスとして、データ最適化ソリューション及びセールスマネジメントソリューションの2つのソリューションを提供しております。これらのクラウドサービスの大部分はSalesforce, Inc.が提供するクラウドサービスと連携するサービスとして提供、もしくは当社が提供するプラットフォーム上において構築されています。同社は、本書提出日現在において、世界中のあらゆる業界における15万社以上(同社公表)の企業に利用されているクラウドサービスを提供しています。同社の提供するサービスは顧客情報の管理・共有、営業活動の分析・可視化、営業プロセスの自動化などの機能(SFA※3、CRM※4)のみならず、様々な外部サービスとも連携することが可能であり、その点も同社サービスが顧客から選ばれる理由となっております。当社は、同社の提供するクラウド型CRMサービスと密に連携したサービスを提供していることを強みとしており、今後も顧客に選ばれる新たなサービスを生み出し、事業拡大を目指してまいります。



セールスマネジメントソリューション

経営や事業のゴールに対して、達成のための様々な情報を一元管理し、業務プロセスを支えるソリューションです。

データ最適化ソリューション

企業が持つ取引情報や人事情報などの帳票データや、行政・公共機関、組織が持つ様々な情報を処理・整理するソリューションです。

ソリューション別の売上高の推移は以下のとおりです。

	2022年11月期		2023年11月期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
データ最適化ソリューション売上	871,758千円	73.7%	1,140,196千円	74.7%
セールスマネジメントソリューション売上	311,624千円	26.3%	386,233千円	25.3%
合計	1,183,382千円	100.0%	1,526,430千円	100.0%

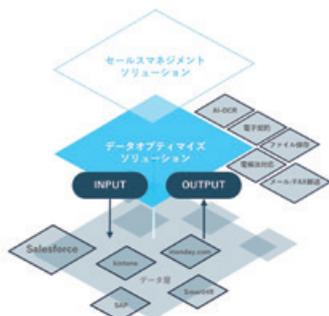
以下ソリューション毎にサービス内容を記載いたします。

(1) データ最適化ソリューション

企業が持つ取引情報や人事情報などの帳票データや、行政・公共機関、組織が持つ様々な情報を処理・整理することができるソリューションです。

このソリューションの活用により、紙を利用することが主体となっていた業務におけるデジタル化を支援し、データ層への情報集約を効率化することができます。また、商談情報や従業員情報など分散している情報をデータ層から取り出して、必要な情報を帳票として出力したり、データ比較表など最適なカタチに加工することができます。

データ最適化ソリューションでは、商談情報や従業員情報などをデータ層から取り出して、必要な情報を帳票出力や比較表など最適なカタチに加工することができる出力(OUTPUT)サービスと、紙を主体とする業務におけるデジタル化を支援し、データ層への情報集約を効率化することができる入力(INPUT)サービスから構成されており、主に以下のサービスを提供しております。



<出力(OUTPUT)サービス>

① クラウド帳票DXサービス「帳票DX」

帳票DXはSalesforce(※5)をはじめとした様々なシステム・サービスから「帳票」を出力するクラウド帳票DXサービスです。

ビジネスのDX化が進む現在においても業務に欠かすことのできない「帳票」ですが、当社は2007年よりクラウド帳票事業をスタートし、企業の電子化・ペーパーレス化に貢献してきました。

帳票DXにより出力された「帳票」を様々な外部サービスに連携することで、郵送や押印などのオフィスワークにおける帳票電子化の多くの課題を解決することで生産性を上げることができ、お客様のDX化そして内製化を実現できるだけでなく、長時間労働の課題や、働き方に柔軟性を持たせることができます。

帳票DXは当社が15年以上に亘って培ってきたクラウド帳票の技術とノウハウを集結した次世代型のクラウド帳票サービスです。請求書や契約書等の取引関係書類から、ダイレクトメールのような大容量サイズのファイルまで対応できる、新しく設計し直された帳票生成エンジンとAI機能を搭載した帳票デザインツールをお客様に提供しております。

その特徴としては、サービスの根幹を成す電子帳票の出力機能に加え、押印やメール配信などの周辺業務のプロセスを省力化・自動化する連携機能をすべてのプランで利用でき、電子帳票の雛形である帳票テンプレートを自社で設計するための洗練された帳票デザインツールを利用できます。ドローンソフト(※6)のような操作感で帳票テンプレートを設計できるため、現場担当者の方でも直感的に扱え、内製化の実現が可能です。また、データセンターの多重運用により可用性に優れた環境が整っています。仮に一部のサーバーがダウンしても、帳票DXはサービスを停止することはありません。データは毎日バックアップされ、万が一問題が起きてても監視体制を整備していますので早期に解決することが可能です。さらに、帳票DXでは企業のDXを促進するために、出力枚数の増加によるプラン変更や超過料金に縛られない新しい料金体系として、扱うデータの大きさやリクエスト数により選択していただける料金体系としております。



よく使われる帳票の例



② クラウド帳票DXサービス「oproarts」

oproarts (オプロアーツ) は、①「帳票DX」の前世代の帳票出力サービスです。15年以上に亘って安定して提供し続けており、いまま多くのお客様にご利用いただき、生産性の向上や、働き方の柔軟性を持たせることに貢献しております。

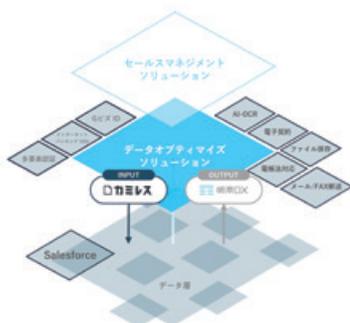
帳票出力サービスとしては、新規のお客様には①帳票DXをご契約いただいております。既存のお客様には継続してサービス提供しております。また、今後につきましては、当社のようなクラウドサービス提供会社様に当該サービスを自社ブランドのサービスとして提供することができるOEM提供を広げてまいります。

<入力(INPUT)サービス>

③ 金融／行政機関向け電子申請サービス「カミレス」

カミレスは、金融機関や行政機関が行う各種サービスの利用者からの申請や窓口対応業務、そして金融機関や行政機関の内部における職員の方々の行う紙主体の業務台帳を迅速にデジタル化することができるクラウドサービスです。各種サービスの利用者の「申請」から、各機関内部における「承認」「共有」などの社内手続きなどの業務ワークフローそのものをスムーズに電子化することができ、窓口業務を大幅に削減することができるDX化サービスです。

各種サービス利用者にとって直感的で操作しやすいUI(※7)を提供し、画面上の書類を見ながら、紙に記入するように項目に入力していただくだけでデータ登録することができ、紙に記入するイメージそのままにオンライン申請することが可能になるため、サービス利用者は窓口を訪れる必要がなくなります。さらに帳票DXをプラスして利用することで、金融機関や行政機関の職員の方々は、書面の交付業務などを効率化し、長時間労働を減らすことも可能になり、必ずしもオフィスや窓口に行く必要がなくなるため、働き方を柔軟に変えていくことができます。



紙の帳票の見た目そのままに、Salesforceと繋ぐことができます。スマホ表示にも対応。

④ 現場帳票DXサービス「帳票DXモバイルエントリー」

帳票DXモバイルエントリーは、専用モバイルアプリからSalesforceなどのシステムに、インターネット接続がないオフライン環境下でもデータ入力することができるサービスです。これまで紙の帳票で行われていた店舗での契約又は申込み業務や、工場や個人宅の設備の点検・報告などをモバイルアプリで行うことができます。現場の「紙帳票」を見た目そのままに入力画面化することで業務の生産性を向上することができるだけでなく、働き方を変えることができます。

施設や設備の点検・報告、工業製品の検査、配送の受け渡しサインなど、現場には紙ベースの運用がまだまだ残っていますが、デジタル化によるメリットは、帳票への記入漏れ・記入ミス の解消や業務システムへのデータ転記作業の負担軽減や生産性の向上だけではありません。紙で保存されていた情報がデジタル化されて管理されていくことで、情報の伝達スピードが上がり、情報を可視化し共有できるようになり、データに基づいた経営方針の決定やさらなる業務改善を可能にしていきます。

専用の入力帳票画面のデザインツールにより、現場で使用するデバイスや作業項目に応じて最適な入力フォームを設計できます。入力フォームは帳票イメージそのままのレイアウトにすることも、スマートフォンの表示に適したシンプルなレイアウトにすることも可能です。また、タブレットやスマートフォン、PCによる通常のキー入力に加え、手書き入力や音声入力に対応しており、作業現場を写真撮影して報告することや、作業完了の顧客サインを残すことも可能です。また、インターネット接続がないオフライン環境でも入力作業ができ、端末に一時的に保存されたデータは、インターネットに接続後、Salesforce環境へアップロードされます。さらに、帳票DXもご利用いただけるため、現場で入力されたデータと顧客情報や機器情報等のデータを組み合わせ、現場作業報告書などの帳票をPDF出力することができます。従来、現場作業後にオフィスに戻って行っていたデータ転記や報告書作成などのアナログ作業や重複していた事務的な作業をなくすることができるため、働き方を大きく変えることができます。



帳票DXを併用することで、現場での入力から報告書の提出まで、効率化が可能

データ最適化ソリューションでは、上記サービスを顧客へ提供することで、契約月額利用料を受領するストック型ビジネスとなっております。

収益モデルについては、以下のとおりです。

区分	内容
ランニング利用料	月額固定料金で、基本的なサービス機能の対価であります。帳票DXはご利用組織ごとの課金、その他サービスはID課金となっております。データ最適化ソリューション売上の大半を占めております。
初期費用	一部サービスにて発生する、サービス導入時に発生する作業の対価であります。
プロフェッショナルサービス	お客様へのサービス導入・定着化を目的とした、特別なサポート対応等の対価であります。お客様に代わり帳票を作成・修正する「帳票開発サービス」や、お客様の目標や課題を認識し、最適な提案を行う「コンサルティング」等が該当します。
その他	上記に当てはまらない、従量課金やその他スポット対応の対価であります。

データ最適化ソリューションにおけるユーザー（契約数）及び契約ARR（※8）の推移は以下のとおりです。

期	契約数(期末月)	前期比	契約ARR(期末月)	前期比
2021年11月期	810社	114.4%	563,685千円	120.9%
2022年11月期	1,009社	124.6%	713,609千円	126.6%
2023年11月期	1,194社	118.3%	1,108,077千円	155.3%

(2) セールスマネジメントソリューション

経営や事業のゴールに対して、達成のために必要な営業・販売に関する様々な情報を一元管理し、業務プロセスを支えるソリューションです。

DXによって従来のビジネスモデルを打破する動きが起こっており、サブスクリプション型ビジネスはその顕著な成功例と言えます、ビジネスモデルが変われば、その業務プロセスの管理手法も変わります。

当社は2007年からサブスクビジネスにいち早く参入し成長を続けており、そのノウハウをサービスの機能として実現し、売上按分化機能、アップセル・クロスセルの契約管理機能、サブスクビジネス特有のKPI管理・分析機能など、B2Bサブスクビジネスの管理に強みを持った販売管理サービスの提供を開始しました。B2Bビジネスの管理に必要な問合せ対応、商談、見積から始まり、B2Cサブスクビジネスでも必要な受注、契約、請求など、一連の業務をスムーズに連携する機能を提供し、顧客との新しい「つながり」方を容易に実現するとともに、お客様のビジネスの長期的・安定的成功を支援します。さらに帳票機能として帳票DXが利用できますので、B2Bの販売管理に必要な見積書、注文書、納品書、請求書などの帳票業務もDX化することができ、働き方も柔軟に変えていくことができます。



セールスマネジメントソリューションでは、以下のサービスを提供しております。

① サブスクリプション管理サービス「ソアスク」

「ソアスク」は、LTV(※9)を最大化するためのサブスクリプション型ビジネスの管理に強みを持った販売管理サービスです。

見積・契約・売上・請求などのバックオフィス業務をサポートする機能を中心に、案件の活動管理や契約・売上状況の可視化などサブスク管理に必要な要素を統合したプラットフォームを提供しております。

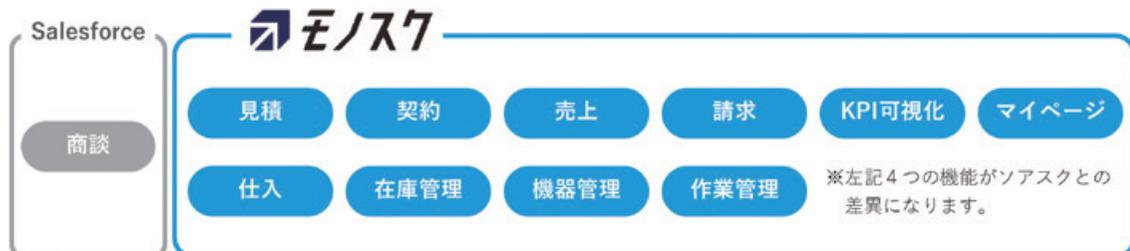
ソアスクは世界15万社に利用されているSalesforce, Inc.のプラットフォーム上に当社が独自開発したアプリケーションをセットしてサービス提供しております。そのため、Salesforce各種サービスと同一プラットフォーム上での利用が可能となっており、特に、Sales Cloud(※10)を利用している場合には、リード、取引先、商談、キャンペーン等のデータと一連のUI操作の流れのままに、ソアスクの見積、受注、契約、請求、売上情報といった販売管理データを統合して、各部門の活動や情報連携の仕組みをSalesforceプラットフォーム上で一元管理することが可能です。



② 「モノ」のサブスクリプション管理サービス「モノスク」

モノスクは有形商材を扱うサブスク事業に対応したサブスク管理サービスで、ソアスク同様に世界15万社以上に利用されているSalesforce, Inc.のプラットフォーム上で稼働しています。

ソアスクが備えているサブスクリプションの販売業務を管理する基本機能に加え、「モノ」のサブスクビジネス特有の商品に関する物品管理機能、設置情報管理機能、サポート・保守情報などの作業管理機能などを備え、情報を一元管理できます。モノスクを導入いただくことで、契約中の商品状況を瞬時に把握し、かつ情報を正確に保つことが可能です。

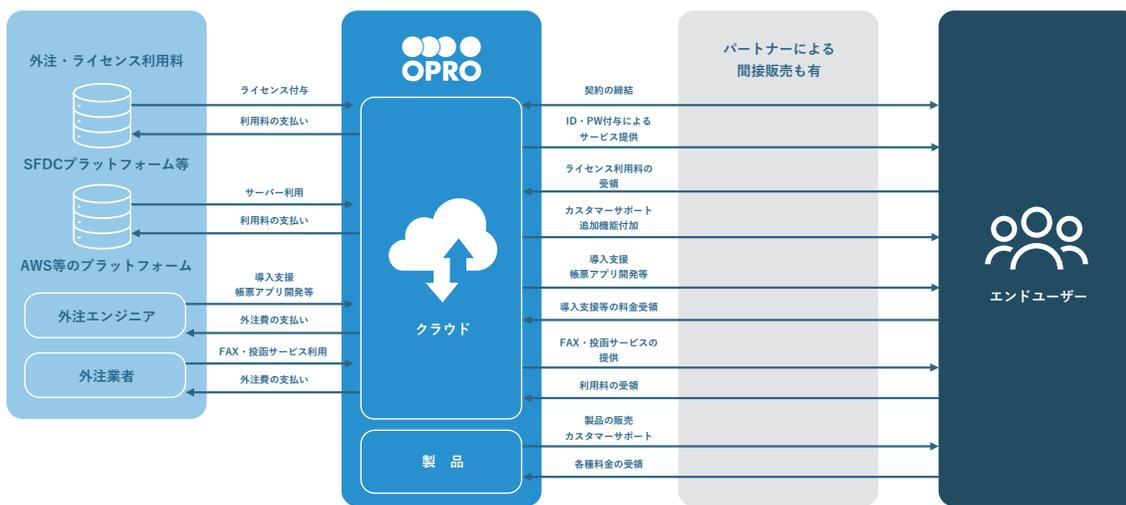


セールスマネジメントソリューションでは、上記のサービスを顧客へ提供することで、契約月額利用料を受領するストック型ビジネスとなっております。

収益モデルについては、以下のとおりです。

区分	内容
ランニング利用料	ID課金による月額固定料金で、基本的なサービス機能の対価であります。帳票機能としてご利用可能な帳票DXはご利用組織ごとの課金となります。セールスマネジメントソリューション売上の大半を占めております。
初期費用	一部サービスにて発生する、サービス導入時に発生する作業の対価であります。
プロフェッショナルサービス	お客様へのサービス導入・定着化を目的とした、特別なサポート対応等の対価であります。お客様の目標や課題を認識し、最適な提案を行う「コンサルティング」等が該当します。

事業系統図



(注) 当社では、サービスの提供形態によりクラウド売上に製品売上に区分しており、それぞれクラウドサービスによるサービス提供とオンプレミスによるサービス提供を行っております。

なお、セールスマネジメントソリューションにおけるユーザー(契約数)及び契約ARRの推移は以下のとおりです。

期	契約数(期末月)	前期比	契約ARR(期末月)	前期比
2021年11月期	102社	113.3%	243,184千円	163.3%
2022年11月期	124社	121.6%	329,871千円	135.6%
2023年11月期	135社	108.9%	396,065千円	120.1%

※用語解説

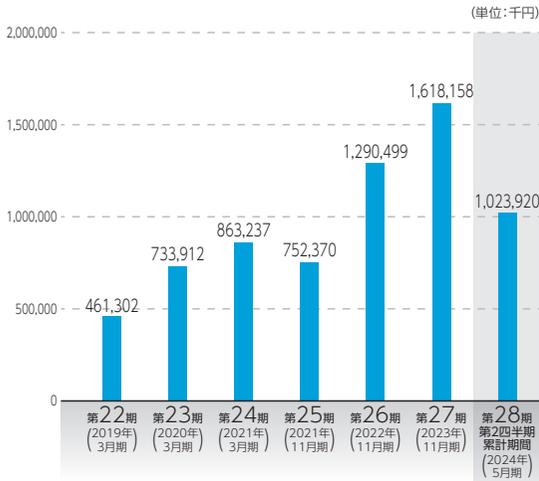
本項「事業の内容」において使用する用語の定義については、次のとおりです。

番号	用語	定義
※1	DX	デジタルテクノロジーを活用し、ビジネスプロセス・文化・顧客体験を新たに創造し、変わり続けるビジネスや市場の要求を満たすプロセスを指します。
※2	サイロ化	業務プロセスや業務アプリケーション、各種システムが孤立し、情報が連携されていない状況を指します。
※3	SFA	企業の営業部門における情報及び業務プロセスを自動化することで、営業活動が管理する情報全般をデータ化して、蓄積・分析することができるシステムです。
※4	CRM	顧客の氏名や年齢、属性といった基本的な情報をはじめ、購買履歴や志向など、顧客に関わる情報を一元管理し、その蓄積した情報をもとに、マーケティングやサポート、マネジメントを行うことが可能となるシステムです。
※5	Salesforce	Salesforce, Inc.が提供しているクラウドサービスプラットフォームです。Salesforce、Sales Cloud、及びその他はSalesforce, Inc.の商標であり、許可のもとで使用しています。
※6	ドローソフト	コンピュータ上で絵やイラストを描くためのソフトウェアを指します。
※7	UI	UIとはユーザー・インターフェース(User Interface)の略称です。ユーザー(利用者)と、製品・サービスをつなぐ接点(インターフェース)のことです。
※8	契約ARR	年間経常収益(Annual Recurring Revenue)のことであり、クラウドサービスのなかでも毎年得ることのできる収益を指します。初期費用といった一時的な売上は含みません。
※9	LTV	「顧客生涯価値(Life Time Value)」の略称であり、ある顧客が自社の利用を開始してから終了するまでの期間に、自社がその顧客からどれだけの利益を得ることができるのかを表す指標です。
※10	Sales Cloud	Salesforce, Inc.が提供する、顧客管理・営業支援サービスです。

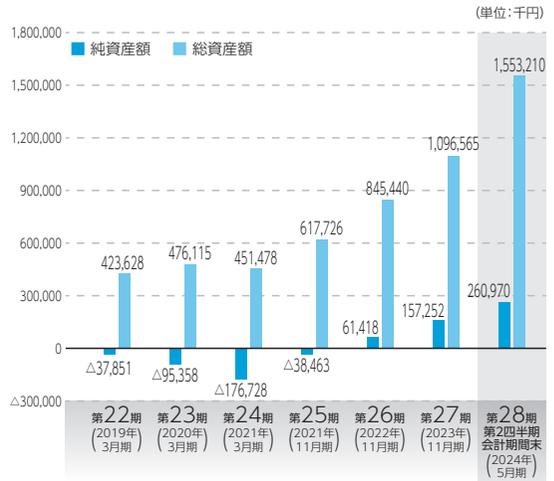
③ 業績等の推移



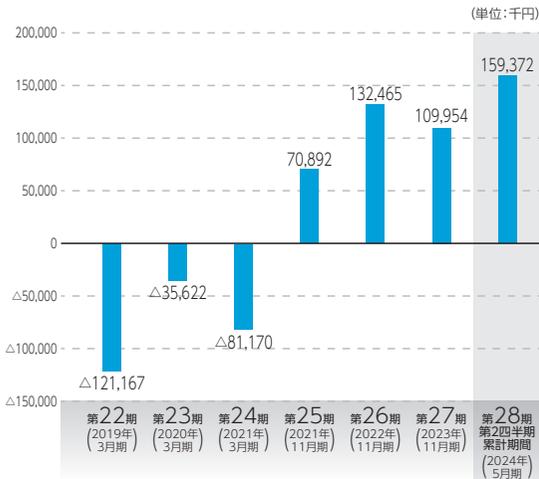
売上高



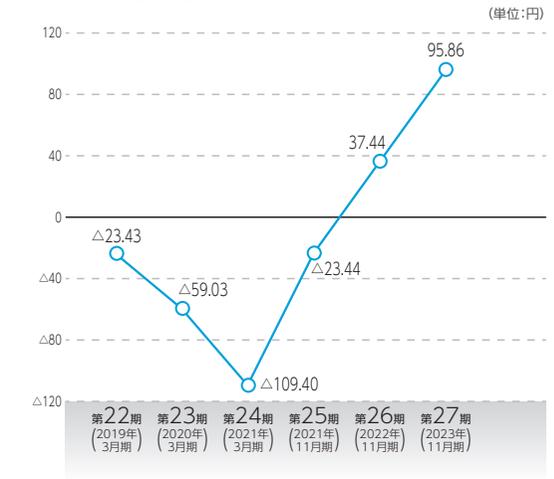
純資産額 / 総資産額



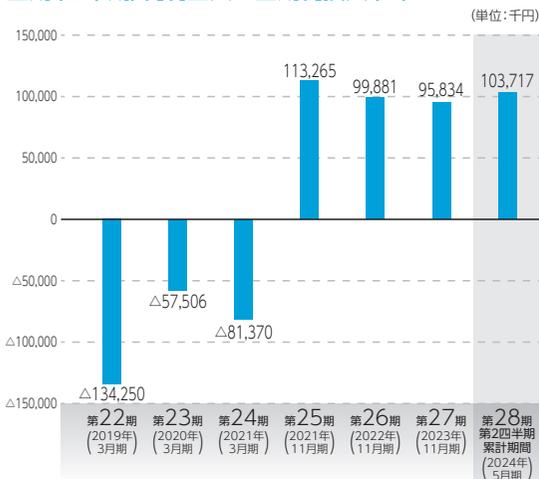
経常利益又は経常損失(△)



1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 1. 2021年10月21日開催の臨時株主総会決議により、第25期の決算期を3月31日から11月30日に変更しました。従って、第25期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年11月30日までの8ヶ月間となっております。

2. 当社は、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	22
第2 事業の状況	23
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	23
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	27
3. 事業等のリスク	29
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
5. 経営上の重要な契約等	37
6. 研究開発活動	37
第3 設備の状況	38
1. 設備投資等の概要	38
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	38
第4 提出会社の状況	39
1. 株式等の状況	39
2. 自己株式の取得等の状況	54
3. 配当政策	54
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	55

第5	経理の状況	67
1.	財務諸表等	68
(1)	財務諸表	68
(2)	主な資産及び負債の内容	111
(3)	その他	113
第6	提出会社の株式事務の概要	114
第7	提出会社の参考情報	116
1.	提出会社の親会社等の情報	116
2.	その他の参考情報	116
第四部	株式公開情報	117
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	117
第2	第三者割当等の概況	117
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	117
2.	取得者の概況	120
3.	取得者の株式等の移動状況	120
第3	株主の状況	121
	[監査報告書]	123

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月18日
【会社名】	株式会社オプロ
【英訳名】	OPRO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 里見 一典
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03-3538-6510
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼カスタマーサクセス本部長 安川 貴英
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03-3538-6510
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼カスタマーサクセス本部長 安川 貴英
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 595,404,600円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 6,324,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 106,020,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	564,900（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2024年7月18日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2024年8月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による
売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、85,500株を上限として、SMB C日興証券株式会
社が当社株主である里見一典（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オ
ーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売
出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売
出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2024年7月18日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式85,500株の新規発
行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は
売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

2024年8月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は2024年8月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	564,900	595,404,600	322,218,960
計（総発行株式）	564,900	595,404,600	322,218,960

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2024年7月18日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2024年8月13日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,240円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は700,476,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2024年8月14日(水) 至 2024年8月19日(月)	未定 (注) 4	2024年8月20日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2024年8月2日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2024年8月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2024年8月2日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2024年8月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2024年8月13日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2024年8月21日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、2024年8月5日から2024年8月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 三田通支店	東京都港区芝五丁目28番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	—	564,900	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、2024年8月2日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2024年8月13日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
644,437,920	16,000,000	628,437,920

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,240円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額628,437千円に本第三者割当増資の手取概算額上限97,197千円を合わせた、手取概算額合計上限725,635千円については、①事業の拡大に向けた人材確保に関する人件費、②事業の拡大に向けた広告宣伝費及び販売促進費に充当する予定であります。

① 事業拡大及び収益基盤強化に伴う人材確保に関する人件費

当社は、クラウドサービス事業として多彩なクラウドサービスとの親和性の高いサービスを開発、提供しております。新サービスや新機能の提供、ユーザビリティの向上などにより、サービスの付加価値を高めていくことで、高い継続率を維持していくことが、当社が成長していくうえで重要な課題であると認識しており、そのために優秀なエンジニアやコーポレート人材を採用する必要があると考えております。また、同時に現在の事業をより成長させるためには、技術的知見やノウハウを持った既存社員の賃上げによる流出の阻止が重要であると考えております。そのための新規人材採用及び既存人員の人件費増として、2025年11月期に170,000千円、2026年11月期に360,000千円を充当する予定であります。

② 事業拡大に向けた広告宣伝費及び販売促進費

数あるクラウドサービスのなかで、当社はクラウドサービス事業者として知名度が高くなく、提供するサービスの認知度についても向上させる余地があることから、企業及びサービスの認知度を高めるためのブランディング活動を計画しており、認知度の拡大により、将来の獲得収益の最大化を図ることができると考えております。そのための広告宣伝費及び販売促進費を2024年11月期に17,000千円、2025年11月期に90,000千円、2026年11月期に88,635千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

また、調達した資金が増加した場合については、上記①②の追加投資を検討する方針です。減少した場合には、計画の変更はしない方針です。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2024年8月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	5,100	6,324,000	山梨県甲府市 和田 典子 5,000株 東京都墨田区 里見 一典 100株
計(総売出株式)	—	5,100	6,324,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,240円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2024年 8月14日(水) 至 2024年 8月19日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2024年8月13日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	85,500	106,020,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	85,500	106,020,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,240円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2024年 8月14日(水) 至 2024年 8月19日(月)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、85,500株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2024年9月18日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2024年9月18日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2024年8月13日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2024年7月18日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 85,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2024年9月24日（火）

- （注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2024年8月2日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2024年8月13日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である里見一典、売出人である和田典子、当社株主であるオプロ従業員持株会、安川貴英、脇仁雄、吉田順一、金野栄太郎、田中最代治、宮澤敏、齋藤智彦、株式会社庚伸及び澤野敏郎、当社新株予約権者である長井利仁、内田健治及びその他64名は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2025年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である株式会社たいかもは、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2025年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主であるTSV1号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2024年11月18日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2025年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2021年11月	2022年11月	2023年11月
売上高 (千円)	461,302	733,912	863,237	752,370	1,290,499	1,618,158
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△121,167	△35,622	△81,170	70,892	132,465	109,954
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△134,250	△57,506	△81,370	113,265	99,881	95,834
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000
発行済株式総数 (株)	32,308	32,308	32,308	32,808	32,808	32,808
純資産額 (千円)	△37,851	△95,358	△176,728	△38,463	61,418	157,252
総資産額 (千円)	423,628	476,115	451,478	617,726	845,440	1,096,565
1株当たり純資産額 (円)	△1,171.58	△2,951.53	△5,470.12	△1,172.38	37.44	95.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△4,155.33	△1,779.94	△2,518.59	3,452.36	60.88	58.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△8.94	△20.03	△39.14	△6.23	7.26	14.34
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	870.3	87.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	305,691	278,679
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△126,550	△60,437
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△63,438	△55,424
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	463,674	626,516
従業員数 (人)	33	37	50	54	72	88

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第22期から第24期については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 第22期から第24期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第25期の自己資本利益率は、期中平均自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第22期から第25期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
10. 2021年10月21日開催の臨時株主総会決議により、第25期の決算期を3月31日から11月30日に変更しました。従って、第25期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年11月30日までの8ヶ月間となっております。
11. 第22期及び第23期の経常損失及び当期純損失の計上については、人員の増強や販売促進等の投資を積極的に行ったこと等によります。
12. 第24期の経常損失及び当期純損失の計上については、開発プロジェクト中止によるソフトウェア除却等によります。
13. 第26期及び第27期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第22期から第25期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
14. 当社は、2024年3月15日開催の取締役会決議により、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
15. 当社は、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第22期から第25期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2021年11月	2022年11月	2023年11月
1株当たり純資産額 (円)	△23.43	△59.03	△109.40	△23.44	37.44	95.86
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△83.10	△35.59	△50.37	69.04	60.88	58.42
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、ITの大きな可能性の実現を目的に、1993年6月に東京都大田区南久が原において創業いたしました。これまでの経緯は次のとおりです。

年月	概要
1993年6月	有限会社里見企画事務所（出資金3百万円）を東京都大田区南久が原に設立
1997年4月	株式会社エスピーオー（現当社）を東京都品川区大崎に設立し、有限会社里見企画事務所を吸収合併
1998年6月	オフショア開発を目的として、スリランカにOPRO Lanka (Pvt) Ltd を設立
1998年12月	日本オプロ株式会社に社名変更
2003年2月	オンプレミス製品の帳票ソフトウェア 「OPRO X Server」 提供開始
2007年10月	帳票クラウドサービス 「oproarts」 提供開始
2010年6月	個人情報セキュリティ強化を目的として、「プライバシーマーク（※1）」の認証を取得（登録番号：第10823624（07）号）
2015年1月	OPRO Lanka (Pvt) Ltd清算終了
2016年5月	個人情報セキュリティ強化を目的として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際標準規格である「ISO27001（※2）」の認証を取得（登録証番号：IA160249）
2016年5月	販売管理クラウドサービス 「soarize」 提供開始
2016年8月	オフライン対応モバイル入力アプリ 「AppsME」 提供開始
2018年5月	クラウドサービスの情報セキュリティ強化を目的として、クラウドサービスにおける情報セキュリティの国際規格である「ISO27017（※3）」の認証を取得（登録証番号：S0869）
2019年2月	東京都中央区京橋に移転し、社名を日本オプロ株式会社から株式会社オプロに変更
2019年6月	soarizeの後継サービスとなるサブスクリプション販売管理クラウドサービス 「ソアスク」 提供開始
2020年8月	クラウド電子申請総合支援サービス 「カミレス」 提供開始
2022年5月	oproartsの後継サービスとなる次世代型クラウド帳票サービス 「帳票DX」 提供開始
2022年6月	AppsMEの後継サービスとなる 「帳票DXモバイルエントリー」 提供開始
2023年4月	モノのサブスクリプション販売管理クラウドサービス 「モノスク」 提供開始

※用語解説

番号	用語	定義
※1	プライバシーマーク	プライバシーマークとは、個人情報の保護措置について一定の要件を満たした事業者などの団体に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が使用を許諾する登録商標を指します。
※2	ISO27001	国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）が共同で策定する情報セキュリティ規格で、情報資産の保護、利害関係者からの信頼を獲得するための“セキュリティ体制の確保”を目的としたフレームワークです。
※3	ISO27017	2015年に国際標準化機構（ISO）が発行したセキュリティ規格で、クラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範を提供するガイドラインと位置付けられています。

3【事業の内容】

地球温暖化、少子高齢化、サイバー犯罪、パンデミック対応などによるビジネス環境の変化は、DX（※1）の推進を加速しています。DXは単なる業務効率化やシステム刷新ではなく、そのゴールはデジタル技術でビジネスモデルやワークスタイルを変革し、私たちを取り巻く環境がどう変化しても持続可能なビジネスと社会を実現することにあります。

そのためには、あらゆる業務や情報資産をデジタル化してオンラインでつなぎ、その柔軟性や活用度を高める必要があります。しかし、システムのサイロ化（※2）や膨大な紙文書がその足かせとなるケースも多くあります。当社は「業務をつなげる力」で足かせからお客様を解放しDXの可能性を広げるため、ビジネス文書の電子化とデータ連携に取り組んできました。

当社は「未だないピースを発明する」をコンセプトに、データオプティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションの提供を通して、幅広い分野で豊富なノウハウ＝「つなげる力」を蓄積してきました。その力を活用して情報伝達の在り方を変えれば、分断されていた業務が「つながって」生産性が上がることはもちろん、お客様のビジネスが様々な可能性と「つながり」、新たな価値やビジネスを生み出していきます。そのような状況をお客様と共に創り上げていくことこそ、当社が考える真のカスタマーサクセスです。

また、DXを推進するうえで、当社が重要と考えているものは「内製化」です。システムインテグレーター等に頼らず、自社で完結できてこそ、推進が加速されると考えております。当社はローコード、ノーコードで処理を実現できるサービスを提供し、さらにAI機能を取り入れ、自動で生成される仕組みを実現しております。

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントですが、その売上は現在の主力サービスである「クラウド売上」を中心に、「製品売上」、「製品保守売上」、「その他売上」より構成されております。データオプティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションの売上については、「クラウド売上」に含まれております。また、「製品売上」とは、クラウドサービス提供開始以前より販売しているオンプレミス製品の売上であり、「製品保守売上」とは、そのオンプレミス製品に関わる保守売上であります。当社の売上の大半は月次で計上されるクラウドサービスのライセンス利用料となるため、安定的に推移いたします。

上記区分別の売上高の推移は以下のとおりです。

	2022年11月期		2023年11月期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
クラウド売上	1,183,382千円	91.7%	1,526,430千円	94.3%
製品売上	20,717千円	1.6%	8,379千円	0.5%
製品保守売上	68,857千円	5.3%	65,123千円	4.0%
その他売上	17,541千円	1.4%	18,224千円	1.1%
合計	1,290,499千円	100.0%	1,618,158千円	100.0%

また、当社は、様々な他社SaaSと連携したクラウドサービスとして、データオプティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションの2つのソリューションを提供しております。これらのクラウドサービスの大部分はSalesforce, Inc. が提供するクラウドサービスと連携するサービスとして提供、もしくは当社が提供するプラットフォーム上において構築されています。同社は、本書提出日現在において、世界中のあらゆる業界における15万社以上（同社公表）の企業に利用されているクラウドサービスを提供しています。同社の提供するサービスは顧客情報の管理・共有、営業活動の分析・可視化、営業プロセスの自動化などの機能（SFA※3、CRM※4）のみならず、様々な外部サービスとも連携することが可能であり、その点も同社サービスが顧客から選ばれる理由となっております。当社は、同社の提供するクラウド型CRMサービスと密に連携したサービスを提供していることを強みとしており、今後も顧客に選ばれる新たなサービスを生み出し、事業拡大を目指してまいります。



セールスマネジメントソリューション

経営や事業のゴールに対して、達成のための様々な情報を一元管理し、業務プロセスを支えるソリューションです。

データ最適化ソリューション

企業が持つ取引情報や人事情報などの帳票データや、行政・公共機関、組織が持つ様々な情報を処理・整理するソリューションです。

ソリューション別の売上高の推移は以下のとおりです。

	2022年11月期		2023年11月期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
データ最適化ソリューション売上	871,758千円	73.7%	1,140,196千円	74.7%
セールスマネジメントソリューション売上	311,624千円	26.3%	386,233千円	25.3%
合計	1,183,382千円	100.0%	1,526,430千円	100.0%

以下ソリューション毎にサービス内容を記載いたします。

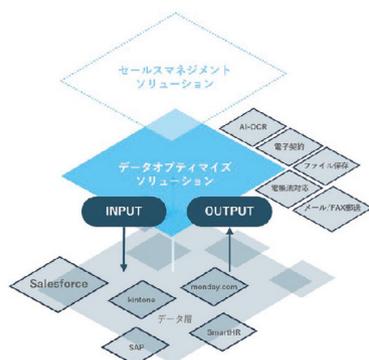
(1) データ最適化ソリューション

企業が持つ取引情報や人事情報などの帳票データや、行政・公共機関、組織が持つ様々な情報を処理・整理することができるソリューションです。

日本の企業や組織は、2023年12月23日に公益財団法人日本生産性本部が公表した「労働生産性の国際比較2023」によると、OECDデータに基づく2022年の日本の時間当たり労働生産性はOECD加盟38カ国中30位となっており、生産性の観点から世界に後れを取っていると言われていることから、業務の生産性を高めていく必要があります。また、人的資本の重要性が増している状況から、働き方の柔軟性も持たせていかなければならないという課題を持っております。

当社のデータ最適化ソリューションの活用により、商談情報や従業員情報など分散している情報をデータ層から取り出して、必要な情報を帳票として出力したり、データ比較表など最適なカタチに加工することができます。また、紙を利用することが主体となっていた業務におけるデジタル化を支援し、データ層への情報集約を効率化することができるため、業務の生産性を大きく上げることができるだけでなく、郵送や押印などオフィスにいなければできなかった業務をリモートワークで行うことも可能にするため、お客様の働き方を柔軟に変えていくこともできるようになります。

データ最適化ソリューションでは、商談情報や従業員情報などをデータ層から取り出して、必要な情報を帳票出力や比較表など最適なカタチに加工することができる出力（OUTPUT）サービスと、紙を主体とする業務におけるデジタル化を支援し、データ層への情報集約を効率化することができる入力（INPUT）サービスから構成されており、主に以下のサービスを提供しております。



<出力 (OUTPUT) サービス>

① クラウド帳票DXサービス「帳票DX」

帳票DXはSalesforce(※5)をはじめとした様々なシステム・サービスから「帳票」を出力するクラウド帳票DXサービスです。

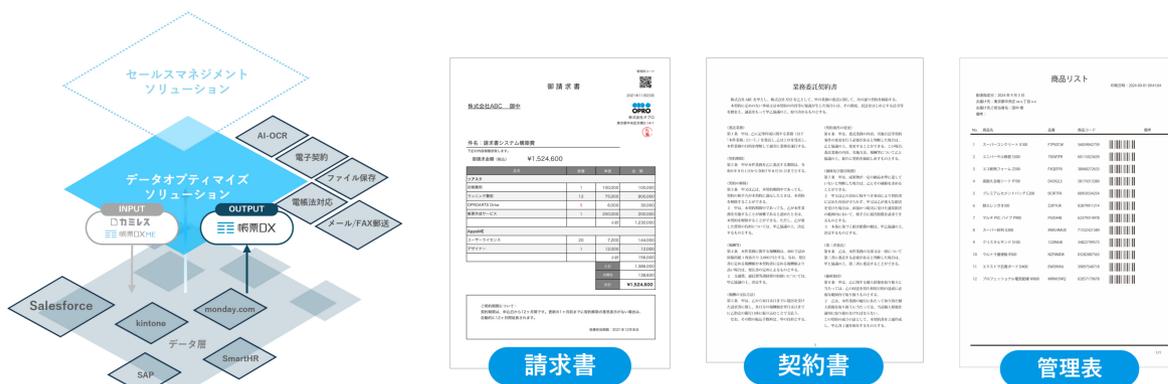
ビジネスのDX化が進む現在においても業務に欠かすことのできない「帳票」ですが、当社は2007年よりクラウド帳票事業をスタートし、企業の電子化・ペーパーレス化に貢献してきました。

帳票DXにより出力された「帳票」を様々な外部サービスに連携することで、郵送や押印などのオフィスワークにおける帳票電子化の多くの課題を解決することで生産性を上げることができ、お客様のDX化そして内製化を実現できるだけでなく、長時間労働の課題や、働き方に柔軟性を持たせることができます。

帳票DXは当社が15年以上に亘って培ってきたクラウド帳票の技術とノウハウを集結した次世代型のクラウド帳票サービスです。請求書や契約書等の取引関係書類から、ダイレクトメールのような大容量サイズのファイルまで対応できる、新しく設計し直された帳票生成エンジンとAI機能を搭載した帳票デザインツールをお客様に提供しております。

その特徴としては、サービスの根幹を成す電子帳票の出力機能に加え、押印やメール配信などの周辺業務のプロセスを省力化・自動化する連携機能をすべてのプランで利用でき、電子帳票の雛形である帳票テンプレートを自社で設計するための洗練された帳票デザインツールを利用できます。ドローソフト(※6)のような操作感で帳票テンプレートを設計できるため、現場担当者の方でも直感的に扱え、内製化の実現が可能です。また、データセンターの多重運用により可用性に優れた環境が整っています。仮に一部のサーバーがダウンしても、帳票DXはサービスを停止することはありません。データは毎日バックアップされ、万が一問題が起きても監視体制を整備していますので早期に解決することが可能です。さらに、帳票DXでは企業のDXを促進するために、出力枚数の増加によるプラン変更や超過料金に縛られない新しい料金体系として、扱うデータの大きさやリクエスト数により選択していただける料金体系としております。

よく使われる帳票の例



② クラウド帳票サービス「oproarts」

oproarts(オプロアーツ)は、①「帳票DX」の前世代の帳票出力サービスです。15年以上に亘って安定して提供し続けており、いまでも多くのお客様にご利用いただき、生産性の向上や、働き方の柔軟性を持たせることに貢献しております。

帳票出力サービスとしては、新規のお客様には①帳票DXをご契約いただいております。既存のお客様には継続してサービス提供しております。また、今後につきましては、当社のようなクラウドサービス提供会社様に当該サービスを自社ブランドのサービスとして提供することができるOEM提供を広げてまいります。

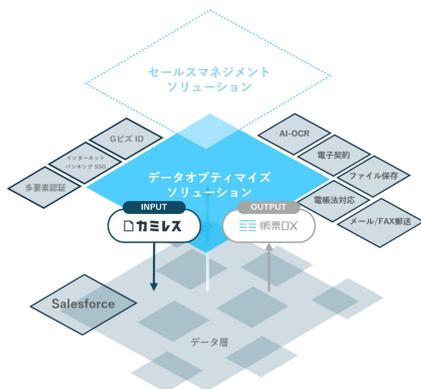
<入力 (INPUT) サービス>

③ 金融/行政機関向け電子申請サービス「カミレス」

カミレスは、金融機関や行政機関が行う各種サービスの利用者からの申請や窓口対応業務、そして金融機関や行政機関の内部における職員の方々の行う紙主体の業務台帳を迅速にデジタル化することができるクラウドサービスです。各種サービスの利用者の「申請」から、各機関内部における「承認」「共有」などの社内手続きなどの業務ワークフローそのものをスムーズに電子化することができ、窓口業務を大幅に削減することができるDX化サービスです。

各種サービス利用者にとって直感的で操作しやすいUI(※7)を提供し、画面上の書類を見ながら、紙に記入するように項目に入力していただくだけでデータ登録することができ、紙に記入するイメージそのままにオンライ

ン申請することが可能になるため、サービス利用者は窓口を訪れる必要がなくなります。さらに帳票DXをプラスして利用することで、金融機関や行政機関の職員の方々は、書面の交付業務などを効率化し、長時間労働を減らすことも可能になり、必ずしもオフィスや窓口に行く必要がなくなるため、働き方を柔軟に変えていくことができます。



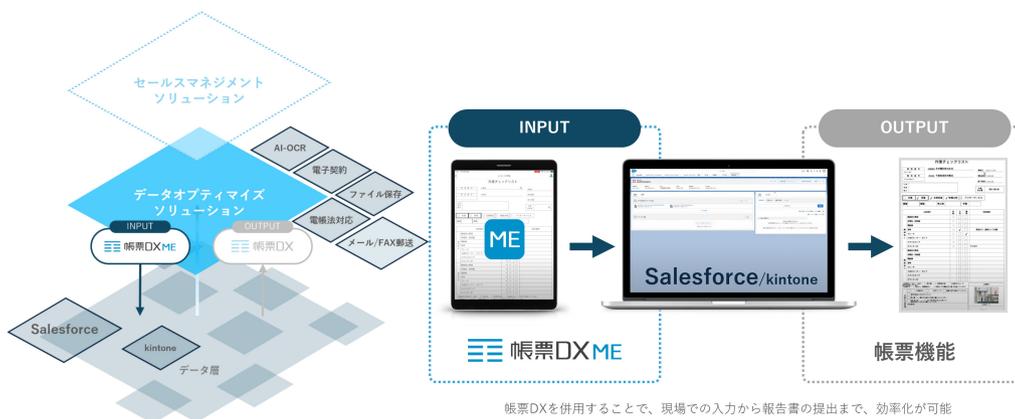
紙の帳票の見た目そのままに、Salesforceと繋がることができます。スマホ表示にも対応。

④ 現場帳票DXサービス「帳票DXモバイルエントリー」

帳票DXモバイルエントリーは、専用モバイルアプリからSalesforceなどのシステムに、インターネット接続がないオフライン環境下でもデータ入力することができるサービスです。これまで紙の帳票で行われていた店舗での契約又は申込み業務や、工場や個人宅の設備の点検・報告などをモバイルアプリで行うことができます。現場の「紙帳票」を見た目そのままに入力画面化することで業務の生産性を向上することができるだけでなく、働き方を変えることができます。

施設や設備の点検・報告、工業製品の検査、配送の受け渡しサインなど、現場には紙ベースの運用がまだまだ残っていますが、デジタル化によるメリットは、帳票への記入漏れ・記入ミスの解消や業務システムへのデータ転記作業の負担軽減や生産性の向上だけではありません。紙で保存されていた情報がデジタル化されて管理されていくことで、情報の伝達スピードが上がり、情報を可視化し共有できるようになり、データに基づいた経営方針の決定やさらなる業務改善を可能にしていきます。

専用の入力帳票画面のデザインツールにより、現場で使用するデバイスや作業項目に応じて最適な入力フォームを設計できます。入力フォームは帳票イメージそのままのレイアウトにすることも、スマートフォンの表示に適したシンプルなレイアウトにすることも可能です。また、タブレットやスマートフォン、PCによる通常のキー入力に加え、手書き入力や音声入力に対応しており、作業現場を写真撮影して報告することや、作業完了の顧客サインを残すことも可能です。また、インターネット接続がないオフライン環境でも入力作業ができ、端末に一時的に保存されたデータは、インターネットに接続後、Salesforce環境へアップロードされます。さらに、帳票DXもご利用いただけるため、現場で入力されたデータと顧客情報や機器情報等のデータを組み合わせ、現場作業報告書などの帳票をPDF出力することができます。従来、現場作業後にオフィスに戻って行っていたデータ転記や報告書作成などのアナログ作業や重複していた事務的な作業をなくすることができるため、働き方を大きく変えることができます。



帳票DXを併用することで、現場での入力から報告書の提出まで、効率化が可能

データ最適化ソリューションでは、上記サービスを顧客へ提供することで、契約月額利用料を受領するストック型ビジネスとなっております。

収益モデルについては、以下のとおりです。

区分	内容
ランニング利用料	月額固定料金で、基本的なサービス機能の対価であります。 帳票DXはご利用組織ごとの課金、その他サービスはID課金となっております。 データ最適化ソリューション売上の大半を占めております。
初期費用	一部サービスにて発生する、サービス導入時に発生する作業の対価であります。
プロフェッショナルサービス	お客様へのサービス導入・定着化を目的とした、特別なサポート対応等の対価であります。 お客様に代わり帳票を作成・修正する「帳票開発サービス」や、お客様の目標や課題を認識し、最適な提案を行う「コンサルティング」等が該当します。
その他	上記に当てはまらない、従量課金やその他スポット対応の対価であります。

データ最適化ソリューションにおけるユーザー（契約数）及び契約ARR（※8）の推移は以下のとおりです。

期	契約数（期末月）	前期比	契約ARR（期末月）	前期比
2021年11月期	810社	114.4%	563,685千円	120.9%
2022年11月期	1,009社	124.6%	713,609千円	126.6%
2023年11月期	1,194社	118.3%	1,108,077千円	155.3%

(2) セールスマネジメントソリューション

経営や事業のゴールに対して、達成のために必要な営業・販売に関する様々な情報を一元管理し、業務プロセスを支えるソリューションです。

D Xによって従来のビジネスモデルを打破する動きが起こっており、サブスクリプション型ビジネスはその顕著な成功例と言え、ビジネスモデルが変われば、その業務プロセスの管理手法も変わります。

当社は2007年からサブスクビジネスにいち早く参入し成長を続けており、そのノウハウをサービスの機能として実現し、売上按分化機能、アップセル・クロスセルの契約管理機能、サブスクビジネス特有のKPI管理・分析機能など、B 2 Bサブスクビジネスの管理に強みを持った販売管理サービスの提供を開始しました。B 2 Bビジネスの管理に必要な問合せ対応、商談、見積りから始まり、B 2 Cサブスクビジネスでも必要な受注、契約、請求など、一連の業務をスムーズに連携する機能を提供し、顧客との新しい「つながり」方を容易に実現するとともに、お客様のビジネスの長期的・安定的成功を支援します。さらに帳票機能として帳票D Xが利用できますので、B 2 Bの販売管理に必要な見積書、注文書、納品書、請求書などの帳票業務もD X化することができ、働き方も柔軟に変えていくことができます。



セールスマネジメントソリューションでは、主に以下のサービスを提供しております。

① サブスクリプション管理サービス「ソアスク」

「ソアスク」は、L T V (※9) を最大化するためのサブスクリプション型ビジネスの管理に強みを持った販売管理サービスです。

見積り・契約・売上・請求などのバックオフィス業務をサポートする機能を中心に、案件の活動管理や契約・売上状況の可視化などサブスク管理に必要な要素を統合したプラットフォームを提供しております。

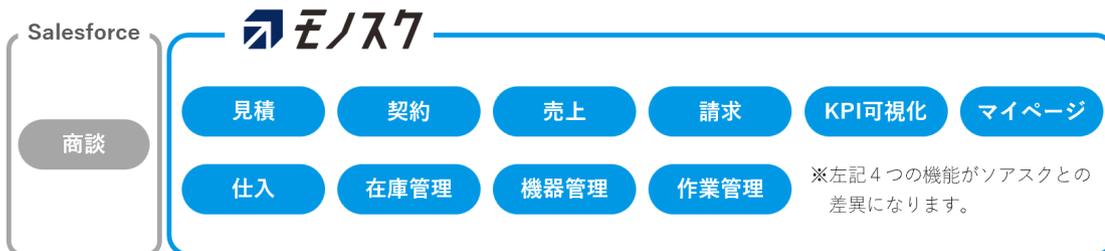
ソアスクは世界15万社に利用されているSalesforce, Inc. のプラットフォーム上に当社が独自開発したアプリケーションをセットしてサービス提供しております。そのため、Salesforce各種サービスと同一プラットフォーム上での利用が可能となっており、特に、Sales Cloud (※10) を利用している場合には、リード、取引先、商談、キャンペーン等のデータと一連のU I 操作の流れのままに、ソアスクの見積り、受注、契約、請求、売上情報といった販売管理データを統合して、各部門の活動や情報連携の仕組みをSalesforceプラットフォーム上で一元管理することが可能です。



② 「モノ」のサブスクリプション管理サービス「モノスク」

モノスクは有形商材を扱うサブスク事業に対応したサブスク管理サービスで、ソアスク同様に世界15万社以上に利用されているSalesforce, Inc.のプラットフォーム上で稼働しています。

ソアスクが備え持っているサブスクリプションの販売業務を管理する基本機能に加え、「モノ」のサブスクビジネス特有の商品に関する物品管理機能、設置情報管理機能、サポート・保守情報などの作業管理機能などを備え、情報を一元管理できます。モノスクを導入いただくことで、契約中の商品状況を瞬時に把握し、かつ情報を正確に保つことが可能です。

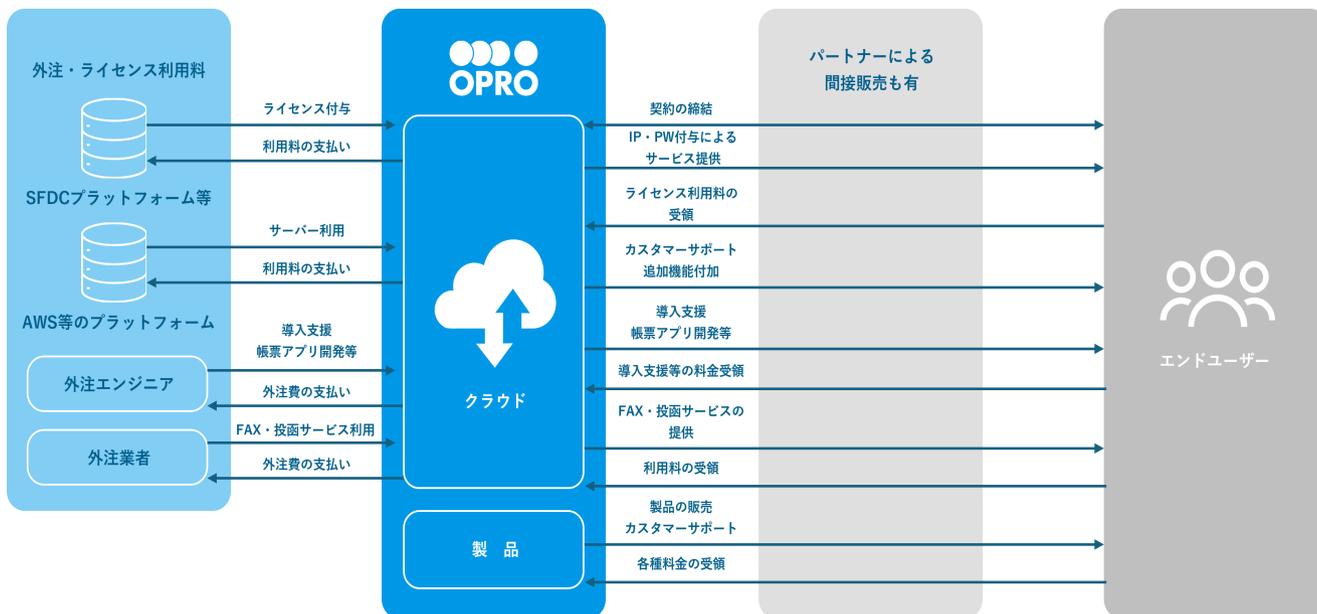


セールスマネジメントソリューションでは、上記のサービスを顧客へ提供することで、契約月額利用料を受領するストック型ビジネスとなっております。

収益モデルについては、以下のとおりです。

区分	内容
ランニング利用料	I D課金による月額固定料金で、基本的なサービス機能の対価であります。帳票機能としてご利用可能な帳票D Xはご利用組織ごとの課金となります。セールスマネジメントソリューション売上の大半を占めております。
初期費用	一部サービスにて発生する、サービス導入時に発生する作業の対価であります。
プロフェッショナルサービス	お客様へのサービス導入・定着化を目的とした、特別なサポート対応等の対価であります。お客様の目標や課題を認識し、最適な提案を行う「コンサルティング」等が該当します。

[事業系統図]



(注) 当社では、サービスの提供形態によりクラウド売上と製品売上に区分しており、それぞれクラウドサービスによるサービス提供とオンプレミスによるサービス提供を行っております。

なお、セールスマネジメントソリューションにおけるユーザー（契約数）及び契約ARRの推移は以下のとおりです。

期	契約数（期末月）	前期比	契約ARR（期末月）	前期比
2021年11月期	102社	113.3%	243,184千円	163.3%
2022年11月期	124社	121.6%	329,871千円	135.6%
2023年11月期	135社	108.9%	396,065千円	120.1%

※用語解説

本項「事業の内容」において使用する用語の定義については、次のとおりです。

番号	用語	定義
※1	DX	デジタルテクノロジーを活用し、ビジネスプロセス・文化・顧客体験を新たに創造し、変わり続けるビジネスや市場の要求を満たすプロセスを指します。
※2	サイロ化	業務プロセスや業務アプリケーション、各種システムが孤立し、情報が連携されていない状況を指します。
※3	SFA	企業の営業部門における情報及び業務プロセスを自動化することで、営業活動が管理する情報全般をデータ化して、蓄積・分析することができるシステムです。
※4	CRM	顧客の氏名や年齢、属性といった基本的な情報をはじめ、購買履歴や志向など、顧客に関する情報を一元管理し、その蓄積した情報をもとに、マーケティングやサポート、マネジメントを行うことが可能となるシステムです。
※5	Salesforce	Salesforce, Inc. が提供しているクラウドサービスプラットフォームです。Salesforce、Sales Cloud、及びその他はSalesforce, Inc. の商標であり、許可のもとで使用していません。
※6	ドローソフト	コンピュータ上で絵やイラストを描くためのソフトウェアを指します。
※7	UI	UIとはユーザー・インターフェース（User Interface）の略称です。ユーザー（利用者）と、製品・サービスをつなぐ接点（インターフェース）のことです。
※8	契約ARR	年間経常収益（Annual Recurring Revenue）のことであり、クラウドサービスのなかでも毎年得ることのできる収益を指します。初期費用といった一時的な売上は含みません。
※9	LTV	「顧客生涯価値（Life Time Value）」の略称であり、ある顧客が自社の利用を開始してから終了するまでの期間に、自社がその顧客からどれだけの利益を得ることができるのかを表す指標です。
※10	Sales Cloud	Salesforce, Inc. が提供する、顧客管理・営業支援サービスです。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
102	32.5	4.6	6,757,702

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

a. ミッション

当社は「make IT simple」というミッションを掲げております。企業はコーポレート・ガバナンスを強化し、常にビジネスの「見える化」を進めています。更に、環境・グローバル・M&A等を考慮し、ビジネスモデルを含め、あらゆる変化に対応するためITを強化しています。これらに迅速に対応するためには、ITをsimpleにまとめ上げ、様々な変化に対して迅速に対応する必要があります。まさに時代は「make IT simple」を求めています。当社は「make IT simple」を実現するソフトウェア製品、サービスを提供してまいります。

b. 製品・サービスの指針

当社が目指す製品とサービスの指針は「Less is More」です。バウハウス（注）第3代目校長であった建築家ミース・ファン・デル・ローエ氏の言葉より「無駄を省くことで、さらにより良いものになる」という考えでパフォーマンスの高い製品開発を続け、お客様に喜んでいただけるサービスを常に強化しています。

c. 経営理念

当社の経営理念は「謙虚・誠実・進取」です。常にお客様第一を考え、お客様の声を積極的に取り入れ（謙虚）、お客様へ高品質でパフォーマンスの高い製品を提供し（誠実）、時代に即した技術・機能を取り入れてまいります（進取）。

d. CREDO

当社は、当社の従業員が心がけるべき行動指針として以下のCREDOを掲げています。

・イノベーションを起こすことにチャレンジするベンチャーです

ベンチャーのメンバーであることを自覚して、成長し続けるために誠実に努力し、イノベーションを起こすために謙虚に学び、変化や失敗を恐れずに全力でチャレンジを続けます。

・お客様を大切にする会社です

カスタマーサクセスに関係のないメンバーは一人もいないことを自覚し、お客様の話をよく聞き、課題を把握し、お客様の質問に真摯に応え、お客様がイメージしている理想を超える良いサービス・製品を安定的に提供し続けます。カスタマーサクセスを実現できるメンバーを集めて育て、すべての活動をカスタマーサクセスに生かすよう努めます。

・シンプルで洗練された会社であり続けます

シンプルで洗練された会社であり続けるために構成されたメンバーであることを自覚し、当たり前の活動とは何かを常に考え、自らの意思で難しいといわれることにチャレンジし、効率よく物事を進めるためにフォーカスし、高いレベルで活動するよう努めます。

・私たちはスピードが速く、柔軟にチャレンジする会社です

強い意識をもちスピード感のある活動を行い、社会環境の変化を敏感に感じ、変化を恐れず、柔軟に対応していくよう努めます。また、行動せずに問題を起こさないことを良しとするのではなく、チャレンジすることを良しとする雰囲気を大切にすよう努めます。

・謙虚で誠実な行動をとるメンバーの集まりです

経営理念である「謙虚」「誠実」を実践することを常に心がけて活動していきます。

お客様、パートナー、社内外メンバーに関係なく相手を尊重し、理解に努め、謙虚な言葉と行動をとるよう努めます。

・適切なコミュニケーションが取れるメンバーの集まりです

適切なコミュニケーションをとり、会社・チーム・個人の目標が同じベクトルになるよう努め、バランス感覚を持って活動します。

(注) 1919年、ヴァイマル共和政期ドイツのヴァイマルに設立された、工芸・写真・デザインなどを含む美術と建築に関する総合的な教育を行った学校

(2) 経営戦略等

当社はSFA、CRM、会計、契約、ファイルストレージといった多彩なクラウドサービスとの親和性の高いサービスを提供することで、各クラウドサービスの特長を最大限に活かしながら、「つながる」ことでこれまでになく価値を創出するということを武器に、それをより強固なものとし、データオプティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションを安定的に成長させると共に収益向上を目指してまいります。

① データオプティマイズソリューション

当社は、従来のペーパーワークのフローとフォーマットを変えずにデジタル化を進めることで、ペーパーレス化が進むビジネス環境において帳票業務を効果的に他のシステムと結び付け、帳票を貴重な情報資産として蓄積・共有する新たな価値を創造してきました。

ビジネスコミュニケーションに不可欠な帳票のビジネスフローをデジタル化することで、ビジネスそのものを変革したいというニーズが増えており、それに伴い「帳票DX」や「カミレス」といったサービスの導入も増加しています。

今後は、ターゲットとする業界や業種に対して効果的なマーケティング活動を展開し、データオプティマイズソリューションの認知度を一層向上させ、顧客基盤を拡大し、また、新たな収益の柱を生み出すために、新機能の提供と新しいサービス展開を、これまで以上に積極的に行ってまいります。

② セールスマネジメントソリューション

セールスマネジメントソリューションでは、サブスクリプション型ビジネスに特化した販売管理サービス「ソアスク」を提供しております。見積・契約・納品・請求など一連の販売に関する業務をスムーズにつなげる機能を備えており、顧客との新しい関係を容易に構築するとともに、サブスクリプションビジネスの特徴である長期的で安定した成功をサポートしています。

近年、モノのサブスクリプション管理の需要が増えており、そのニーズに応えるために「モノスク」というモノのサブスクリプション管理に特化した販売管理サービスの商談と導入も増加しております。

今後は「ソアスク」と「モノスク」機能をともに強化していくとともに、効果の高いマーケティング活動を行うことにより、「ソアスク」「モノスク」の認知度を向上させ、顧客数を拡大してまいります。

以上①及び②の戦略を着実に遂行していくために、優れた人材の積極的な採用と人材育成にも力を入れてまいります。

(3) 経営環境

IT専門調査会社であるIDC Japan株式会社（以下、「IDC」とします。）は国内第3のプラットフォーム市場を調査し、2022年～2026年の市場予測を2022年5月12日及び2023年2月9日に発表しました。2023年2月9日に発表した「国内第3のプラットフォーム市場 産業分野別/企業規模別予測アップデート、2022年～2026年」によると、従来型の「メインフレームと端末」（第1のプラットフォーム）、「クライアント・サーバー」（第2のプラットフォーム）に加えて、「エンタープライズモビリティ」、「ビジネスアナリティクス」、「クラウド」、「ソーシャルビジネス」の4つの要素で構成される新しいテクノロジープラットフォーム（第3のプラットフォーム）があり、今後のITサービス市場は、この第3のプラットフォームが牽引し、数々のイノベーションを創出していくものと予測されており、当社が提供しているデータオプティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションがターゲットとするDX市場は、この第3のプラットフォームに関連したITサービス市場に内包されます。

2023年2月9日に公表したIDCの予測によると、2022年の国内第3のプラットフォーム市場の市場規模は20兆992億円で、前年比成長率は7.0%を見込んでいます。地政学的な不確実性の高まりやインフレを契機とする経済悪化のリスクといった不安要素はあるものの、2022年以降は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の負の影響が薄れ、環境変化対応への取り組みに積極的な産業や企業が牽引する形でDX（デジタルトランスフォーメーション）投資が継続するとみており、2026年には25兆1,104億円に達して、2021年～2026年の年間平均成長率（CAGR：Compound Annual Growth Rate）は6.0%になると予測しています。

2022年5月12日に公表したIDCの予測では、国内第3のプラットフォーム市場を、企業分野、非企業分野（中央官庁、地方自治体、教育）、消費者分野に分類し、同市場を分析しました。COVID-19の感染拡大当初は非企業分野である中央官庁/地方自治体の支出が相対的に目立ちましたが、2021年以降は企業分野が第3のプラットフォーム市場を牽引しています。企業分野の2022年の前年比成長率は7.7%ですが、2023年は9.4%、2021年～2026年のCAGRは7.3%になると予測しています。他方、教育を含む非企業分野については、教育ではGIGAスクール構想に基づくICT活用に向けたインフラ/ソフトウェアの整備が進み、中央官庁/地方自治体においては在宅勤務の環境整備、マイナンバーカードの利用促進、デジタル庁創設による国内行政のデジタル化やガバメントクラウドの推進によって、中長期的に見ると堅調なテクノロジー支出の拡大が期待されます。消費者についてはインフレなどの影響によって消費活動におけるデジタル投資の優先度が落ちる可能性があり、2022年は前年からほぼ横ばいの

支出傾向になると予測しています。この領域は、当社が主にデータオプティマイズソリューションの提供を通して、実績や知見を蓄積してきた領域となります。

2023年2月9日に公表した国内第3のプラットフォーム市場を産業分野別の分析では、2022年は、過去2年間、COVID-19感染拡大の影響から抑制的な投資状況であった「小売」「運輸」「個人向けサービス」において、他の産業分野に比べ前年比成長率が相対的に高くなります。「小売」や「個人向けサービス」では、2022年から2023年にかけて消費者の需要の回復に伴って業績回復の道筋が整うことでCX（Customer Experience：顧客エクスペリエンス）に重点を置いたパーソナル化施策や、オムニチャネルコマースプラットフォーム構築に向けた投資が活発化すると予測しています。「運輸」においても、旅客輸送業者の業績の回復に伴う支出の拡大と、宅配業者を中心とする貨物輸送業者におけるサービス向上、業務効率化を目的としたテクノロジー支出が継続します。他方、最も支出規模が大きい「組立製造」については、円安が好業績に結びつく事業者も多くいましたが、今後の経済の先行きの不透明感を警戒する動きが出てくる可能性があります。現時点では構造的な需要減の兆しは見られず、2022年から2023年にかけての第3のプラットフォームへの支出は堅調に拡大するとみていますが、財務リスクへの警戒感が、今後ITやデジタル投資の優先度に与える影響については注視する必要があります。「プロセス製造」については、GX（Green Transformation）に関わる投資が特に予測期間の後半にかけて拡大することで、「組立製造」よりも高い成長率となる可能性があります。「通信」や「情報サービス」は中長期的にも堅調な支出拡大を見込んでおり、顧客企業の相次ぐ危機への対応として活用するICTやデジタルへの需要に応えるため、第3のプラットフォームへの投資を拡大することで、今後、成長率がさらに高まる可能性があります。

当社は、「通信」、「通信サービス」及び「個人向けサービス」の領域において、主にセールスマネジメントソリューションにおいて、2007年からサブスクリプション型ビジネスに参入し知見やノウハウを培ってきており、「プロセス製造」や「組立製造」の領域については主にデータオプティマイズソリューションの提供を通して、知見を蓄積してきた領域となります。

当社は実績や知見を蓄積してきたこれらの領域において他社との間においての競争優位性を保持できているものと認識しており、今後も高い市場成長が見込まれるDX市場へのデータオプティマイズソリューション及びセールスマネジメントソリューションの拡大に注力してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

将来の事業成長とともに収益基盤の安定化を図るため、期末ARR、ARR成長率、解約率、ストック売上、ストック売上比率を重要な経営指標としております。

重要な経営指標	内容
期末ARR	期末時点での年間経常収益（Annual Recurring Revenue）のことであり、クラウドサービスのなかでも毎年得ることのできる収益を指します。初期費用といった一時的な売上は含みません。
ARR成長率	前期末と比較した、期末ARRの伸び率を指します。
解約率	前月末ARRにおける当月の解約ARR比率の期中平均を指します。
ストック売上	総売上のうち、クラウドのライセンス利用料売上や製品保守売上といった将来的に継続する可能性の高い売上を指します。
ストック売上比率	総売上におけるストック売上の比率を指します。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 信用力の向上及び知名度の向上

数あるクラウドサービスのなかで当社のサービスを選んでいただくためには、当社及び当社サービスの知名度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えております。当社のブランド価値、知名度及び信頼性向上のため、よりお客様のニーズに応えたサービスの開発だけでなく、積極的にPR施策を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保

当社の中長期的な企業価値の向上に向けて優秀で意欲的な人材を採用し、その人材の育成・定着化を継続し、良好な文化を築いていくことは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社としては、積極的な採用活動を継続していくとともに、教育施策を推進して人材の育成・教育を推進し、高い意欲をもって働ける環境や仕組みの構築に引き続き取り組んでまいります。

③ 社内管理体制の充実

社内管理体制におきましては、内部統制システムの更なる強化を推し進め、業務効率の向上を図るとともに、安心・安全な情報セキュリティ体制、迅速な経営判断と情報開示体制に基づく強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

④ 継続的な新サービス、新機能の提供

当社が競争優位性を確保しながら持続的に成長するためには、新サービスや新機能の提供、ユーザビリティの向上などにより、サービスの付加価値を高めていくことで、高い継続率を維持していくことが重要な課題であると認識しております。現在のサービスの機能強化と新サービスの提供を継続的に推進し、競争優位性の保持に注力してまいります。

⑤ エンタープライズ市場の開拓

これまでは市場に拘らずにお客様を開拓してきましたが、中長期的に成長していくためには、エンタープライズ市場の開拓が重要な課題であると認識しております。そのための製品開発、マーケティング、営業の各領域での積極的な投資、パートナーとの関係強化、信頼性を確保するための体制構築に引き続き取り組んでまいります。

⑥ 収益基盤の多様化

当社のビジネスは従来Salesforce連携サービスの比率が大きく、Salesforce市場の拡大とともに成長してまいりました。短期的な視点では、同市場には依然として当社にとって広大な市場があり、成長できる分野であると予想しています。一方、中長期的な視点では同市場に変化が生じた場合には当社の経営成績に影響を及ぼすリスクがあると認識しております。当社はSAP連携など、Salesforce以外の連携先との体制構築に引き続き取り組んでまいります。

⑦ 資金調達力の拡大

当社の売上・利益の一層の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、そのために必要な投資資金は、自己資金の充当をベースとしながらも、設備の拡充や新たなサービスや事業の開発といった成長のための新規投資が発生した場合など、必要に応じて金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等も含めた多様な資金調達の検討を行ってまいります。また、当社事業とのシナジーが期待できる企業との連携を積極的に推進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス及びリスク管理

当社は、以下の機関及び委員会を設置し、サステナビリティに関するガバナンス及びリスク管理を効果的に行っています。

①取締役会

当社の取締役会は、経営上の重要な事項に関する意思決定の中核として機能しています。月に1回の定時取締役会だけでなく、迅速な対応が求められる場合には臨時取締役会を開催し、柔軟かつ機動的な経営上の意思決定を可能にしています。この取締役会は経営陣の責務を確認し、サステナビリティに関連する事項に対する方針を策定・評価します。

②監査役会

取締役会に対する業務執行の監督機能を果たすために、監査役会を設置しています。月に1回の定時監査役会だけでなく、監査役会メンバーと取締役会メンバーの情報交換会を通じて、透明性と連携を図りつつ、組織全体の健全性を保つよう努めています。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を提供しています。

③リスク・コンプライアンス委員会

リスク管理の推進と情報の共有化を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しています。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長が委員長となり、構成メンバーを業務執行取締役、内部監査人、常勤監査役とし、必要に応じて臨時に関係者が参加し、サステナビリティを含めた組織全体にわたるリスクの特定、評価、対処を行っています。

④その他の委員会

サステナビリティに関連する様々な視点からのリスク及び機会を管理するために、情報保護委員会と衛生委員会を設置しています。これらの委員会はそれぞれの分野において専門知識を有するメンバーが参加し、持続可能な経営を支えるための施策を検討・実施しています。

(2) 人的資本に関する方針及び戦略、並びに指標及び目標について

①方針及び戦略

当社は、「make IT Simple」のミッションのもと、シンプルにまとめ上げたITの力により、お客様のビジネスの生産性向上を通じて、お客様の成功と幸福な社会の実現を追求しています。お客様の成功＝カスタマーサクセスのためにはビジネスサイクルを誠実に遂行する人材こそが、最も重要な資本と考えて組織、体制、文化の構築・改善に取り組んでいます。また、社会が必要とする新しい製品・サービスの開発には、多様な価値観や好奇心から生まれる斬新な発想やチャレンジ精神、高い専門性を持つ多様なプロフェッショナルのチームとしての実装力が必要となります。当社における人材が継続して活躍していくためには、日々変化、進化する知識の習得に加え、実務経験を通して自らが変化、進化し、絶えずチャレンジし続けるマインドとチャレンジできる職場環境が重要となります。少子高齢化による生産年齢人口の減少傾向が顕著なうえに、社会活動のあらゆる場面でDX化が進んでいる状況においては、深刻なIT人材不足が予想されており、当社及び社会の持続性を支えるためにも、ITによる社会変革に必要な人材を確保・育成していくとともに、多様な価値観を持つ多様な人材が、やりがいを持って生き生きとチャレンジできる環境の整備を進めてまいります。

人材採用方針及び戦略としては、思想、信条、性別、国籍等に関係なく、能力だけではなく、当社の経営理念である「謙虚・誠実・進取」を体現でき、チームでの成功を大切に、自ら成長を願う人材を重視しています。また、役割型採用を戦略とすることで、入社後のギャップや短期退職を少なくし、やりがいをもって中長期的に働いていけるよう努めています。

人材育成方針及び戦略としては、従業員の内的動機を引き出すことを主眼にしています。従業員それぞれが高い専門性を持ち続けることを奨励しており、社内研修や外部セミナーへの参加の他、業務書籍購入制度やスキルアップ支援制度を導入して自発的な取組みを促進しています。また専門知識やビジネススキルをテーマとして学び合う勉強会などを通じて、お互いに刺激を受けてモチベーションを高め、知識や経験を共有することで自己成長のスピードを早めるとともに、多様なプロフェッショナルの集合体として機能する組織力の醸成に注力します。

多様性確保のための方針及び戦略としては、当社のメンバーが、それぞれのライフスタイルや育児・介護等のライフイベントに応じて多様な働き方ができるように、時差出勤制度、リモートワーク制度、裁量労働制度、時短勤務制度、傷病休暇制度、趣味や得意分野での社外での活動を可能とする副業制度を導入しています。組織全体でダイバーシティとインクルージョンに対する意識を一層高め、多様性とチームでの成功を尊重する文化を醸成していきます。

また、良好な職場環境の構築のため、コンプライアンス研修を定期的実施するなど、コンプライアンス管理体制の強化を通じてハラスメントの防止に努めております。

②指標及び目標

当社では、上記の方針及び戦略に関する指標及び目標を以下のとおり定めており、その実績は次のとおりであります。

指標	目標	実績（最近事業年度）
産休・育休取得率	100%	100%

3【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) D X投資の動向の影響について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業は国内市場に依存しており、国内顧客企業のD X投資の動向に影響を受けます。当社はD X投資における顧客ニーズにあった付加価値の高いサービスの提供、新しいサービス開発を行っておりますが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や為替相場の変動などにより、国内外の経済情勢の悪化や景気動向の減速等することで、顧客企業のD X投資意欲が減退した場合、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定の取引先への依存について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は株式会社セールスフォース・ジャパンとの間で、Salesforce プラットフォームを仕入れ、その上にアプリケーションを追加して販売することのできるOEMパートナー契約、及びSalesforce プラットフォームに当社サービスを連携して提供することができるISVforceパートナー契約を締結しております。提出日現在において当社サービスの売上のうち9割程度が同社と連携したサービスとなっており、当社が当該契約の各条項において重大な違反を発生させた場合や、当社が契約内容の円滑な履行が困難となった場合には、同社から解約をすることができることとなっております。当該契約の継続に支障を来す要因が発生した場合には、同社と連携したサービスを提供できなくなり、同社からの当社サービスの提案もなくなるため、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。なお、これらの契約の内容については、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

また、同社は日本において同社のサービスを継続的に利用している多くの顧客を持っており、日本からの撤退の予定はなく、今後の当社との関係は安定して継続する見込みであります。仮に同社の事業方針の変更等により、取引関係の解消又は取引条件の大幅な変更がなされた場合や、株式会社セールスフォース・ジャパンの競争力が低下し、市場規模が縮小した場合には、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

提出日現在において、上記契約の継続に支障を来す要因の発生はなく、同社の事業方針の変更、同社の競争力の低下、取引関係の解消又は取引条件の大幅な変更に関する情報はございませんので、中期的には同社との連携サービスを増やすなど関係性をより強化してまいります。長期的には同社への依存度を下げるべく同社以外の他社サービスとの連携サービスを継続的にリリース・検討してまいります。

(3) 技術革新への対応について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が属しているソフトウェア業界の特徴として、変動費となる原材料仕入が少なく人件費等の固定費水準が高いため、限界利益率が高いことがあげられます。そのため、売上が増加した場合の増益額が他の産業に比べ大きい一方、売上が減少した場合の減益額も他の産業に比べて大きく、利益の変動額が大きい傾向にあります。このような環境の中、急速な技術革新により、現在保有する技術・ノウハウなどが陳腐化した場合、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の主要な事業領域は、IT技術の進化及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており変化の激しい業界となっております。そのため、継続的に新しい技術要素をITエンジニアに習得させてまいります。何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、当社が提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また、予定していない技術要素への投資が必要となった場合、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 優秀な人材の確保及び育成について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が事業拡大を進めていくためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最重要課題であると認識しております。当社では、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の改善や研修の実施等の施策を通じ、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでいます。当社では今後もこれらの施策を継続していく予定ではあります。これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材が十分に確保・育成できなかった場合や、採用後の人材流出が進んだ場合には、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) レピュテーションリスクについて（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、顧客への販売活動、IR、広報等のあらゆる情報発信においてコンプライアンスに沿った対応をするこ

とを研修指導しておりますが、クレーム等の発生によりインターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、何らかの否定的な風評が広まった場合、その内容の正確性にかかわらず、企業イメージの毀損等により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があるため、重要なリスクと認識しております。当社では、取締役会、経営会議やリスク・コンプライアンス委員会において風評の発見や対策等を行っており、リスクの低減に努めてまいります。

(6) 感染症等の蔓延について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が事業を展開する事業領域においては、技術者による専門的な技術の提供が主要な業務であるため、新型コロナウイルス感染蔓延のほか、伝染性疾患、インフルエンザ等の季節性感染症等の蔓延により、事業活動の停止や制限等の影響を受けます。

当社では、従業員の健康は直接業績に影響するものと考え、日頃より健康管理の重要性を従業員に指導し、健康診断の定期受診や予防接種の受診を奨励しておりますが、当社が事業展開する地域において、感染症の流行及び拡大が発生した場合、並びにこれに伴う政府及び行政による緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合には、当社又は当社の取引先の事業活動に悪影響をもたらす、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、当社は感染拡大を防止するため、従業員の時差出勤やテレワークの実施、従業員とその家族を含めた衛生管理の徹底等を実施しております。

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症に係る当社の業績への影響は軽微であります。今後更なる感染拡大や蔓延の長期化が発生した場合は、顧客のIT投資等の中止や延期等により、当社又は当社の取引先の事業活動に多大な影響をもたらす、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 競合について（発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業は、既存の競合企業数は多く、高額な投資も不要であり許認可も必要としないことから、新規企業の参入障壁も低い業界であります。当社では、市場環境の変化やニーズ、同業他社の動向をタイムリーに把握し、常に機能強化または新サービスを積極的に提供することや、特許や商標の出願・登録を積極的に進めるほか、価格だけでなく付加価値で対抗できるブランディングを図っておりますが、今後、同業他社による新商品や新サービスの出現等によって価格競争が激化する結果、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティについて（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、当社サービスに顧客が入力する情報を取り扱うことはありませんが、当社の業務遂行の一環として、機密情報を取り扱うことがあります。当社では2016年5月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）のISMS認証並びに2018年5月にクラウドセキュリティ（ISO27017）の認証を取得しており、情報管理に取り組んでおります。しかしながら、これらの情報について、サイバー攻撃等による情報セキュリティ事故が発生した場合、当社の社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報の取扱いについて（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、当社サービスに顧客が入力する個人情報を取り扱うことはなく、自ら個人情報を収集する業務を行っていませんが、当社の管理業務、並びに当社が事業を展開する顧客先における一部業務においては、名刺情報などの個人情報を取り扱う場合があります。当社は、当社の管理業務、並びに顧客の業務に対する安全性と信頼性に重点を置くため、個人情報マネジメントシステムを構築し、プライバシーマークの認定を受け、部門ごとに個人情報保護部門管理者を設置し、個人情報の安全な管理と運用に十分配慮しておりますが、個人情報が外部に漏えいするような事態となった場合には、当社の信頼失墜による売上の減少及び損害賠償等により、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 協力会社の活用について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社では、必要に応じてシステムの設計、構築等について協力会社等に外注しております。現状では、協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保ち、エンジニアの確保に注力しておりますが、協力会社において技術力及び技術者数が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 不採算案件の発生について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

高度化、複雑化、短納期化するソフトウェア開発等の業務においては、開発途中での要件変更、品質の低下、納期遅延などの問題が発生するリスクがあります。当社では、業務管理部門、品質管理部門は各プロジェクトの品質、コスト及び納期等の状況を見極め、異常を検知・予測し、早期に対策を講じて不採算案件の発生防止に努めて

おります。しかしながら、このような取り組みにもかかわらず障害が防止できない場合、追加費用が発生して採算が悪化し、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) ソフトウェアの減損について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社はクラウドサービス事業に関わるソフトウェアを開発しており、現時点でソフトウェアを無形固定資産に計上しております。当社は、ソフトウェアの減損に係るリスクを低減するために、事業の収益力強化に努めており、ストック売上及びストック売上比率を重要な経営指標に含めております。データ最適化ソリューション及びセールスマネジメントソリューションにおけるランニング利用料は、リカーリングレベニューであり、契約が継続される限りは毎年継続的に売上が計上され、契約数が増加すればその分売上也増加します。当社は、事業の安定と収益力の強化のため、このリカーリングレベニュー及びリカーリング比率の拡大を図っております。しかしながら今後、事業環境の変化により保有するソフトウェアの収益性が著しく低下し投資額を回収できなくなった場合には、減損損失が発生し当社の業績に影響を与える可能性があります。

(13) 代表者依存度について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

創業以来、代表取締役社長を務めている里見一典は、当社の経営方針や事業戦略構築等において重要な役割を果たしております。当社は、事業拡大に伴い代表者に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、現状においては何らかの理由により代表者が退任するような事態が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：新株予約権行使時、影響度：低）

当社では、当社の取締役及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日の前月末日現在の新株予約権による潜在株式総数は143,850株であり、発行済株式総数1,640,400株の8.77%に相当します。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(15) 係争や訴訟について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

本書提出日現在において当社の業績に重要な影響を及ぼす係争や訴訟は提起されておりませんが、取引先とのトラブルの発生等、何らかの問題が生じた場合には係争や訴訟に発展する可能性があります。当社は、他社の持つ特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないよう各事業部門が管理部の法務業務担当者と連携して細心の注意を払って事業を遂行しておりますが、係争や訴訟に発展した場合、その内容及び結果によっては、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 自然災害等の発生について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社では、大規模な地震や台風等の自然災害に備えてテレワークの導入や事業継続計画（BCP）の策定による事業の復旧や継続を速やかに遂行する体制を構築しておりますが、自然災害の規模によっては事業活動が停止あるいは著しく制約される可能性があり、その内容によっては、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策について（発生可能性：低、発生可能性のある時期：中期、影響度：小）

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら現段階においては、当社は成長過程であると認識しており、今後の事業戦略に応じて、新製品の開発や市場開拓等事業領域拡大のために、内部留保の充実を優先するため、配当を行っておりません。将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第27期事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

（資産）

当事業年度末における総資産は1,096,565千円であり、前事業年度末に比べ251,125千円増加しました。これは主に営業収益増加に伴い現金及び預金が148,933千円増加、売上増加による原価の増加に伴い前払費用が48,849千円増加、製品の開発及びリリースに伴いソフトウェアが42,895千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における総負債は939,312千円であり、前事業年度末に比べ155,290千円増加しました。これは主に売上増加に伴い契約負債が146,155千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は157,252千円であり、前事業年度末に比べ95,834千円増加しました。これは当期純利益の計上により利益剰余金が95,834千円増加したことによるものであります。

第28期第2四半期累計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における総資産は1,553,210千円であり、前事業年度末に比べ456,645千円増加しました。これは主に営業収益増加に伴い現金及び預金が347,750千円増加、売上増加による原価の増加に伴い前払費用が77,167千円増加、製品の開発及びリリースに伴いソフトウェア及びソフトウェア仮勘定が24,183千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における総負債は1,292,240千円であり、前事業年度末に比べ352,927千円増加しました。これは主に売上増加に伴い契約負債が356,135千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は260,970千円であり、前事業年度末に比べ103,717千円増加しました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が103,717千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第27期事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

当事業年度における当社を取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う行動制限の緩和が進み、国内外における入出国の規制が緩和されたことにより、経済活動の正常化と回復が進展しつつあります。しかしながら、金利差により円安、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴うエネルギー価格をはじめとする物価の高騰が続いており、先行き不透明な状況が続いております。

一方で、当方の事業展開するクラウドサービスの国内市場においては、新型コロナウイルスの蔓延や働き方の見直しを背景にしたテレワークの普及、電子帳簿保存法などの法改正によるペーパーレス化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の重要性の高まりなどにより、時間や場所にとらわれず利用が可能で、自社でシステム運用する必要がないクラウドサービスの導入が進んでおります。

当社は「make IT simple」というミッションのもと、企業活動のデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進するため、お客様の生産性を上げ、お客様を成功に導くための「データ最適化ソリューション」及び「セールスマネジメントソリューション」のクラウドサービスを展開してまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,618,158千円（前年同期比25.4%増）、営業利益は111,191千円（同16.0%減）、経常利益は109,954千円（同17.0%減）、当期純利益は95,834千円（同4.1%減）となりました。営業利益、経常利益及び当期純利益が減少している主な理由は、人員増による人件費の増加及びオフィスの増床移転であります。

なお、当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

第28期第2四半期累計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

当第2四半期累計期間における当社を取り巻く経営環境につきましては、雇用環境の改善やインバウンド需要など経済活動の正常化による緩やかな回復が続いております。一方、記録的な円安やエネルギー価格の高騰の影響による物価の上昇、中国経済、中東情勢、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化など不安定な情勢の影響により、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社が事業展開する企業向けクラウドサービス市場においては、フルリモートワークやハイブリッドワーク等の多様な働き方への対応、電子帳簿保存法などの法改正によるペーパーレス化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の重要性の高まりなどにより、時間や場所にとらわれず利用が可能で、自社でシステム運用する必要がないクラウドサービスへの積極的な投資は継続する見込みとなっております。

当社は「make IT simple」というミッションのもと、企業活動のデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進するため、お客様の生産性を上げ、お客様を成功に導くための「データオプティマイズソリューション」及び「セールスマネジメントソリューション」のクラウドサービスを展開してまいりました。

以上の結果、第2四半期累計期間の売上高は1,023,920千円、営業利益は159,362千円、経常利益は159,372千円、四半期純利益は103,717千円となりました。

なお、当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

第27期事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、626,516千円となり、前事業年度末に比べ162,841千円増加しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、278,679千円の収入（前事業年度は305,691千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上109,471千円、契約負債の増加額146,155千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、60,437千円の支出（前事業年度は126,550千円の支出）となりました。これは主に、オフィスの移転に伴う敷金及び保証金の返還による収入37,523千円、有形固定資産の取得による支出57,771千円、無形固定資産の取得による支出50,608千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、55,424千円の支出（前事業年度は63,438千円の支出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出55,424千円によるものであります。

第28期第2四半期累計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、974,267千円となり、前事業年度末に比べ347,750千円増加しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

第2四半期累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、382,814千円の収入となりました。これは主に、前払費用の増加77,167千円があった一方で、税引前四半期純利益の計上159,373千円、契約負債の増加額356,135千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

第2四半期累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、35,065千円の支出となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出32,361千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

該当はありません。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第27期事業年度及び第28期第2四半期累計期間における販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	第27期事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)		第28期第2四半期累計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
クラウドサービス事業 (千円)	1,618,158	125.4	1,023,920

(注) 1. 当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売

実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。

この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、当社の実態等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりであります。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来の中期経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。当該事業計画の主要な仮定は、ARR成長率、解約率等の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための人員増加、広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

前述の「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

第27期事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

(売上高)

売上高は、前事業年度に比べ327,658千円増加して1,618,158千円(前年同期比25.4%増)となりました。

これは主に、既存顧客へのサービスが大幅に増加するとともに、営業を強化したことで新規顧客が増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、817,385千円となりました。

これは主に、事業規模の拡大に伴い、クラウドサービスの新規・追加機能開発に係る費用やデータセンターの利用料及びSalesforceプラットフォーム利用料が発生したことによるものであります。

以上の結果、売上総利益は前事業年度に比べ117,276千円増加して800,772千円(同17.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、主に移転による地代家賃の増加及び人件費の計上により、689,581千円となりました。

以上の結果、営業利益は前事業年度に比べ21,167千円減少して111,191千円(同16.0%減)となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は、1,613千円となりました。これは主に、イベント出展の協賛金によるものであります。また、営業外費用は、2,850千円となりました。これは主に、顧客の実装費用を当社が負担することになったことによるものであります。

以上の結果、経常利益は前事業年度に比べ22,511千円減少して109,954千円(同17.0%減)となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別損失は、482千円で、固定資産除却損によるものです。特別利益はありませんでした。

また、法人税等調整額を含む法人税等は13,636千円となりました。

以上の結果、当期純利益は前事業年度に比べ4,046千円減少して95,834千円（同4.1%減）となりました。

第28期第2四半期累計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

（売上高）

売上高は、1,023,920千円となりました。

これは主に、既存顧客へのサービスが大幅に増加するとともに、営業を強化したことで新規顧客が増加したことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、518,235千円となりました。

これは主に、事業規模の拡大に伴い、クラウドサービスの新規・追加機能開発に係る費用やデータセンターの利用料及びSalesforceプラットフォーム利用料が発生したことによるものであります。

以上の結果、売上総利益は、505,684千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、主に積極的な採用活動による従業員の増員及び賃上げによる人件費の増加により、346,322千円となりました。

以上の結果、営業利益は、159,362千円となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は、10千円で、受取利息等によるものです。営業外費用はありませんでした。

以上の結果、経常利益は、159,372千円となりました。

（特別損益、四半期純利益）

特別利益は、1千円で、固定資産売却益によるものです。特別損失はありませんでした。

また、法人税等は55,656千円となりました。

以上の結果、四半期純利益は、103,717千円となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

前述の「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

③ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資金の状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。現時点で予定されている重要な資本的支出はありません。事業に必要な資金は手許資金、金融機関からの借入及び新株発行等により資金調達していく方針であります。資金使途及び需要額に応じて柔軟に検討を行う予定であります。

④ 経営成績に重要な要因を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、今後の経営成績に影響を与える課題につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑤ 経営者の問題意識と今後の方針に関して経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針に関して経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑥ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は将来の事業成長とともに収益基盤の安定化を図るため、期末ARR、ARR成長率、解約率、ストック売上、ストック売上比率を重要な経営指標としており、当事業年度においては、解約率が増加したものの、他指標で計画を超える成果を上げ、期末ARRが前事業年度に比べ460,661千円増加した結果、売上高も堅調に推移いたしました。

	2022年11月期	2023年11月期	2024年11月期第2四半期
期末ARR (千円)	1,043,481	1,504,142	1,621,777
ARR成長率	29.3%	44.1%	38.8%
解約率	0.45%	0.53%	0.49%
ストック売上 (千円)	1,030,448	1,302,353	848,005
ストック売上比率	79.8%	80.5%	82.8%

5 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社セールスフォース・ジャパン	OEMパートナー契約	2015年6月10日	Salesforce プラットフォームを仕入れ、その上にパートナー（当社）が開発したアプリケーションを追加して顧客に販売することのできる契約です。当社が顧客と契約するライセンス利用料の一定割合を1年ごとに支払います。	2015年6月10日から2018年6月9日まで（1年ごとの自動更新あり）
株式会社セールスフォース・ジャパン	ISVforceパートナー契約	2014年10月10日	Salesforce プラットフォームに当社サービスを連携して提供することのできる契約。当社が顧客と契約するライセンス利用料の一定割合を1カ月ごとに支払います。	2014年10月10日から2017年10月9日まで（1年ごとの自動更新あり）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第27期事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

当事業年度における設備投資については、本社移転に伴う工事費や什器等の取得、製品の機能強化などを目的とした開発投資を実施しております。設備投資等の総額は108,380千円であり、その主な内容は、新本社における附属設備及び什器備品の取得53,159千円、製品開発にかかるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の取得50,608千円等であります。

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第28期第2四半期累計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

当第2四半期累計期間における設備投資については、製品の機能強化などを目的とした開発投資を実施しております。設備投資等の総額は35,067千円であり、その主な内容は、製品開発にかかるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の取得32,361千円等であります。

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2023年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	事務所設備	42,159	19,802	56,927	118,889	88

(注) 1. 現在、休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は84,015千円であります。

4. 当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

第28期第2四半期累計期間において主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2024年6月30日現在）

当社の設備投資については、需要動向、販売予測、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,500,000
計	6,500,000

(注) 2024年3月15日開催の取締役会決議により、2024年4月15日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は6,427,968株増加し、6,500,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,640,400	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,640,400	—	—

(注) 1. 2024年3月15日開催の取締役会決議により、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数1,607,592株増加し、1,640,400株となっております。
2. 2024年4月15日開催の臨時株主総会において、2024年4月15日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権
決議年月日	2020年1月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 31(注) 5
新株予約権の数(個)※	1,114(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,114 [55,700](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	4,000 [80](注) 2
新株予約権の行使期間※	2022年1月23日から2030年1月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 4,000 [80] 資本組入額 2,000 [40]
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役及び監査役の任期満了による退任または従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2023年11月30日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの払込金額(行使価額)であります。

当該払込金額(行使価額)は、最近事業年度の末日現在は4,000円、提出日の前月末現在は80円であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を

「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権の取得事由

本新株予約権の会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定します。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

5. 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社使用人22名となっております。

	第2回新株予約権
決議年月日	2021年2月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 14(注) 5
新株予約権の数(個)※	659(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 659 [32,950] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	10,000 [200] (注) 2
新株予約権の行使期間※	2023年2月18日から2031年2月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 10,000 [200] 資本組入額 5,000 [100]
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役及び監査役の任期満了による退任または従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2023年11月30日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの払込金額(行使価額)であります。

当該払込金額(行使価額)は、最近事業年度の末日現在は10,000円、提出日の前月末現在は200円であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う

場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権の取得事由

本新株予約権の会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定します。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

5. 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社使用人12名となっております。

	第3回新株予約権
決議年月日	2021年10月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 16（注）5
新株予約権の数（個）※	50（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 50 [2,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	50,000 [1,000]（注）2
新株予約権の行使期間※	2023年10月21日から2031年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 50,000 [1,000] 資本組入額 25,000 [500]
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役及び監査役の任期満了による退任または従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）3

※ 最近事業年度の末日（2023年11月30日）における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの払込金額（行使価額）であります。

当該払込金額（行使価額）は、最近事業年度の末日現在は50,000円、提出日の前月末現在は1,000円であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権の取得事由

本新株予約権の会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定します。

4. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

5. 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社使用人12名となっております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2022年10月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 当社使用人 71(注) 5
新株予約権の数(個)※	880(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 880 [44,000](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	52,000 [1,040](注) 2
新株予約権の行使期間※	2024年10月19日から2032年10月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 52,000 [1,040] 資本組入額 26,000 [520]
新株予約権の行使の条件※	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(a) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合</p> <p>(b) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。</p> <p>(c) 新株予約権者が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を含む。)に処せられた場合。</p> <p>(d) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、(i)当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業(以下総称して「競合事業」という。)を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、(ii)競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、(iii)競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、(iv)競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。</p> <p>(e) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。</p> <p>④ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について(注)4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が認めた場合はこの限りではない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2023年11月30日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に

記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は 50 株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される 1 株当たりの払込金額（行使価額）であります。

当該払込金額（行使価額）は、最近事業年度の末日現在は 52,000 円、提出日の前月末現在は 1,040 円であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1 に準じて決定します。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2 で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権の取得事由

本新株予約権の会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定します。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる吸収合併契約承認もしくは新設合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案、当社が株式交付子会社となる株式交付計画承認の議案、当社の事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案、全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案又は株式併合の議案につき株主総会で承認された場合は（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社は無償で本新株予約権の全部または一部を取得することができます。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）により取得する本新株予約権を決定します。
- ② 当社は、当社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、当社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、当社において当該譲渡が承認された場合、当社の取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）により取得する本新株予約権を決定します。
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権の全部または一部を取得することができます。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定します。

5. 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社使用人64名となっております。

	第5回新株予約権
決議年月日	2023年10月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 22
新株予約権の数(個)※	174(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 174 [8,700] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	52,000 [1,040] (注) 2
新株予約権の行使期間※	2025年10月17日から2033年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 52,000 [1,040] 資本組入額 26,000 [520]
新株予約権の行使の条件※	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(a) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合</p> <p>(b) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。</p> <p>(c) 新株予約権者が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を含む。)に処せられた場合。</p> <p>(d) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、(i)当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業(以下総称して「競合事業」という。)を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、(ii)競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、(iii)競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、(iv)競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。</p> <p>(e) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。</p> <p>④ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について(注)4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が認めた場合はこの限りではない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2023年11月30日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に

記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの払込金額(行使価額)であります。

当該払込金額(行使価額)は、最近事業年度の末日現在は52,000円、提出日の前月末現在は1,040円であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権の取得事由

本新株予約権の会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定します。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる吸収合併契約承認もしくは新設合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案、当社が株式交付子会社となる株式交付計画承認の議案、当社の事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案、全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案又は株式併合の議案につき株主総会で承認された場合は（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社は無償で本新株予約権の全部または一部を取得することができます。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）により取得する本新株予約権を決定します。
- ② 当社は、当社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、当社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、当社において当該譲渡が承認された場合、当社が取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）により取得する本新株予約権を決定します。
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権の全部または一部を取得することができます。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定します。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年5月11日 (注) 1	500	32,808	12,500	110,500	12,500	12,500
2021年11月24日 (注) 2	—	32,808	△12,500	98,000	—	12,500
2022年2月28日 (注) 3	—	32,808	—	98,000	△12,500	—
2024年4月15日 (注) 4	1,607,592	1,640,400	—	98,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当

発行価額：50,000円、資本組入額：25,000円

割当先 T S V 1号投資事業有限責任組合

2. 当社は、会社法第447条第1項の規定に基づき、財務戦略の一環として、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持する観点から、2021年10月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2021年11月24日付で資本金を減少させ、その他資本剰余金に振替えております。この結果、資本金が12,500千円減少（減資割合11.3%）しております。
3. 当社は2022年2月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2022年2月28日付で資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振替えております。この結果、資本準備金が12,500千円減少（減資割合100.0%）しております。また、振替えたその他資本剰余金12,500千円は欠損てん補しております。
4. 株式分割（1：50）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	—	10	14	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,829	—	—	12,575	16,404	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	23.3	—	—	76.7	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,640,400	16,404	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,640,400	—	—
総株主の議決権	—	16,404	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指しております。そのため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、当事業年度においても配当は行っておりません。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら検討してまいります。内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、新製品の開発や市場開拓等事業領域拡大のための投資資金として有効に活用していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は年に1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

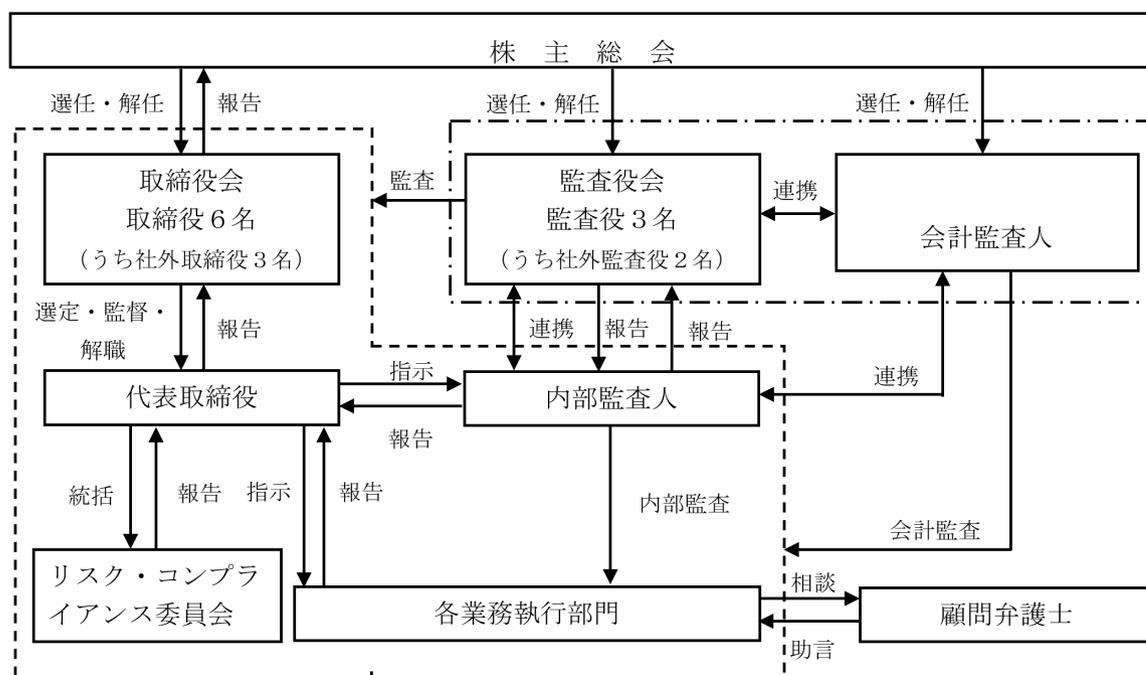
当社は「make IT simple」というミッションの実現のために、事業の継続的な成長及び企業価値の向上を目指しております。そのため、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たし、継続的な信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題として認識しております。今後とも迅速・果断な意思決定に基づく事業基盤の強化や株主・市場との積極的な対話を通じた経営の健全性・透明性確保に取り組むと同時に、内部統制の体制整備・強化を最重要課題として掲げ、その実現に努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は会社法における機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会にて迅速かつ機動的な意思決定を行う一方、社外監査役によって構成されている監査役会にて、客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。

当社の企業統治の体制を図示すると次のとおりであります。



(a) 取締役会

取締役会は、代表取締役社長 里見一典、取締役 安川貴英、吉田順一、社外取締役 宮澤敏、内田健治、長井利仁の6名で構成されており、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っており、原則として毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。取締役会の議長は代表取締役社長の里見一典であります。

(b) 監査役会

監査役会は澤野敏郎、大塚一郎及び澤田静華の3名（常勤監査役の澤野敏郎以外は社外監査役）で構成され、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を目的に、原則として毎月1回開催しております。監査役会の議長は、常勤監査役の澤野敏郎であります。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。

なお、監査役は会計監査人及び内部監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

(c) 内部監査人

当社は独立した内部監査室は設置していませんが、「内部監査規程」に基づき、代表取締役の指名した

管理部の内部監査責任者及び製品サービス部の内部監査担当者の計2名により、自己が属する部門を除く全部署を対象として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図るとともに、財産を保全し不正過誤の予防に資することを目的として、内部監査を実施しております。監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときは、代表取締役が別途定める者が内部監査担当者となり、監査業務を実施するものとしております。監査結果については、代表取締役社長及び監査役会に報告しており、報告の結果、改善の必要がある場合には監査対象部署に改善指示を行っております。

(d) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

(e) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク・コンプライアンス管理について協議・検討する組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会の長は代表取締役社長 里見一典とし、委員会の構成メンバーは業務執行取締役2名（取締役管理部長兼カスタマーサクセス本部長 安川貴英、取締役DX推進本部長 吉田順一）、内部監査人1名（管理部 アシスタントマネジャー 飯田亮）、常勤監査役1名（澤野敏郎）とし、必要に応じて臨時に関係者を参加させることができます。委員会は、委員長が招集し、四半期に1度以上開催いたします。ただし、委員長は、リスク及びコンプライアンスに関する緊急事態発生時には、速やかに委員会を開催し、事態解決のための対策に取り組みます。

b. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。取締役会では経営に関する社外取締役からの意見も取り入れながら、活発な議論が行われており、取締役相互に監視機能の発揮がなされております。また、取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監督機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。現状のコーポレート・ガバナンス体制では、社外取締役及び社外監査役が客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行うことができおり、また監査役、内部監査人及び会計監査人が相互連携を図ることで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備状況)

当社の内部統制システムといたしましては、経営の透明性、コンプライアンスの徹底、経営の意思決定の迅速化を重要な経営課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制を強化することでこれらに対応する組織体制を構築してまいります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、経営理念を定め、当社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、取締役・使用人に対して必要な教育、啓蒙を推進する。
- ・当社は、法令・定款の遵守を徹底するため、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、代表取締役社長直轄のリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理を行う。合わせて、当社内における法令・定款等に違反する行為を発見した場合について、使用人が直接通報を行う手段として内部通報窓口を設置するものとする。
- ・内部監査担当者は管理部と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役社長に報告するものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により、全社的に統括する責任者が取締役会の中から任命され、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、保存する。また、これらの保存期間、保存場所等については「文書管理規程」に従い適切に管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる状態を維持し、開示すべき情報が適時適切に収集され、法令等に従い、適正に開示される体制を整備する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険の管理につき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を適宜行い、各業務に付随するリスクの状況把握、監視を各部門が行う。なお、管理部は、監査役と連携し、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締り会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとする。リスクに関する措置、対応等については、「リスク・コンプライアンス規程」に定め、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会により、適切な対応を実施する体制の確保を図る。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、原則として取締役会を毎月1回開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督している。また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っている。
- e. 監査役の職務をその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、管理部の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。補助者となった使用人については、監査役の指揮命令下に配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。
 - ・補助者の人事異動、人事評価等については、事前に監査役に説明し、必要な場合は、変更を申し入れることができるものとし、その使用人の取締役からの独立性を確保する。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、法令に定められた事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその他監査役の職務遂行上必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役に報告する。
 - ・内部監査担当は、監査役に対して、適宜担当職務の執行状況を報告する。
- g. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに、当該費用又は債務を処理する。また、監査役職務に必要な費用を負担するため一定額の予算を設ける。
- i. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
 - ・取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、監査の職務遂行上、必要なヒアリングの実施に協力する。
 - ・取締役は、監査役求めに応じ、監査役と随時意見交換を実施し、相互の意思疎通を図るとともに、監査役監査が実効的に行われる体制を構築する。
 - ・監査役職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - ・その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力対応規程」を定め、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与もおこなわず、反社会的勢力と一切の関係を遮断する」旨を明記し、すべての取締役及び使用人へ周知徹底するものとする。
 - ・反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・外部専門機関と連携体制等について「反社会的勢力対応規程」を定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

④ リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理に関して「リスク・コンプライアンス規程」を定めるとともに、代表取締役社長を実施統括責任者、管理部長を実施責任者としております。また、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会にて、リスクの抽出及び見直し、リスクが顕在化した際の影響及びリスクの顕在化の頻度の分析、リスク対応策の検討、対外的に公表すべきリスクの開示内容の精査等を行い、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。具体的には、社内リスクの洗い出しとそれらの分類分けを行い、優先的対応案件からの順次の対応と予防、再発防止策の策定及び実施を行っております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役選任の決議要件

取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦ 責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑧ 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年5月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策を遂行することを目的とし、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

⑪ 取締役会の活動状況

最近事業年度における取締役会の開催回数は14回で、活動状況は以下のとおりです。

地位	氏名	出席回数
代表取締役	里見 一典	14回
取締役	安川 貴英	14回
取締役	吉田 順一	14回
社外取締役	宮澤 敏	14回
社外取締役	内田 健治	14回
社外取締役	長井 利仁	14回

(注) 取締役会における具体的な検討内容として、次のような決裁、報告が行われました。

決裁事項42件：株主総会及び決算に関する事項、役員に関する事項、計画に関する事項、新株予約権に関する事項、組織に関する事項、規程の制定及び改定等
報告事項29件：月次業績報告、IPO進捗状況等

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	里見 一典	1962年3月22日	1984年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社（現日本ヒューレット・パッカーカード合同会社）入社 1993年6月 有限会社里見企画事務所 設立 1997年4月 株式会社エスピーオー（現当社）設立 代表取締役社長（現任） 2009年6月 特定非営利活動法人アップエクスチェンジコンソーシアム 設立 理事（現任） 2015年4月 特定非営利活動法人アップエクスチェンジコンソーシアム 監事 2017年7月 一般社団法人シーコンソーシアム 設立 監事（現任）	(注) 3	1,035,000
取締役管理部長兼カスタマーサクセス本部長	安川 貴英	1970年2月22日	1993年4月 興和開発株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）入社 1997年11月 日本オラクル株式会社 入社 2000年11月 株式会社三旺コーポレーション 入社 2004年11月 株式会社サンブリッジ 入社 総務部長 2010年7月 株式会社シー・エス・イー 入社 総務部長代理 2013年1月 日本オプロ株式会社（現当社）入社 管理部長 2018年6月 当社 取締役 2022年10月 当社 取締役管理部長兼カスタマーサクセス本部長（現任）	(注) 3	100,000
取締役兼DX推進本部長	吉田 順一	1975年8月11日	1998年4月 株式会社パソナ（現株式会社パソナグループ）入社 1998年4月 株式会社パソナテック 出向 2000年2月 株式会社パソナテック 転籍 2003年4月 N T TヨーロッパLtd. 入社 2004年6月 トロシステムズ株式会社 代表取締役社長 2016年3月 株式会社Phone Appli 入社 副社長 2019年3月 日本オプロ株式会社（現当社）入社 セールスコンサルティング本部長 2020年4月 当社 取締役 2022年10月 当社 取締役兼DX推進本部長（現任）	(注) 3	5,000
取締役	宮澤 敏	1964年2月7日	1985年3月 新日本工販株式会社（現株式会社フォーバル）入社 1993年2月 株式会社庚伸 代表取締役（現任） 1995年3月 株式会社ハイパーコンセプト（現株式会社ハイパー）取締役会長 1997年12月 株式会社バルディア 社外取締役（現任） 2002年6月 株式会社ドムコス 代表取締役 2006年12月 コウシン・ベトナム有限会社 CEO（現任） 2015年6月 日本オプロ株式会社（現当社）社外取締役（現任） 2016年3月 株式会社ハイパー 社外取締役（現任） 2018年6月 一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会 監事（現任） 2021年10月 特別法人日本ITソフトウェア企業年金基金 監事（現任）	(注) 3	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	内田 健治	1963年12月10日	1985年7月 株式会社ニコマート 入社 1990年7月 ユアサハラ法律特許事務所 入所 1992年9月 日本オラクル株式会社 入社 1996年11月 同社 財務部長 2001年6月 株式会社サンブリッジ 入社 管理 本部長 2002年3月 同社 取締役管理本部長兼グループ C F O 2010年9月 税理士内田健治事務所 開設 2010年9月 株式会社ブルーノートミュージック 代表取締役 2010年12月 株式会社フィデス会計社 代表取締 役 (現任) 2012年9月 税理士法人フィデス会計社 代表社 員 (現任) 2012年10月 株式会社サンブリッジ 社外監査役 (現任) 2015年3月 タレンタ株式会社 社外監査役 (現 任) 2016年4月 ジャパン・クラウド・コンピューテ イング株式会社 社外監査役 (現 任) 2016年6月 株式会社A-g o n パートナーズ 代表取締役 (現任) 2017年4月 エムイーアイ株式会社 社外取締役 2018年6月 日本オプロ株式会社 (現当社) 社外 取締役 (現任) 2019年3月 サザンインターナショナル株式会社 社外監査役 (現任) 2019年6月 株式会社インサイトテクノロジー 社外監査役 (現任) 2020年3月 公益財団法人こどものための基金 監事 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	長井 利仁	1976年2月19日	1998年4月 コムテック株式会社 入社 2001年5月 株式会社インテリジェンス（現パー ソルキャリア株式会社）入社 2014年4月 株式会社インテリジェンスビジネス ソリューションズ（現パーソルプロ セス&テクノロジー株式会社）代表 取締役 2018年5月 BRIGHTLY合同会社 設立 代表社員 （現任） 2018年7月 株式会社エス・エム・エス 入社 執行役員 2018年7月 株式会社エス・エム・エスカリア （現株式会社エス・エム・エス） 代表取締役 2018年10月 株式会社モンスターラボホールディ ングス 社外取締役（現任） 2020年11月 当社 社外取締役（現任） 2021年4月 パーソルホールディングス株式会社 執行役員（現任） 2021年4月 パーソルイノベーション株式会社 代表取締役社長 2021年4月 ミイダス株式会社 社外取締役（現 任） 2021年4月 ポスタス株式会社 社外取締役（現 任） 2021年4月 47ホールディングス株式会社 社外 取締役（現任） 2022年4月 株式会社みーつけあ 社外取締役 2023年4月 シェアフル株式会社 社外取締役 （現任） 2023年4月 株式会社Dot Homes 社外取締役 2023年7月 パーソルイノベーション株式会社 社外取締役（現任） 2023年7月 パーソルデジタルベンチャーズ株式 会社 代表取締役社長（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	澤野 敏郎	1956年1月12日	1978年4月 コンピュータサービス株式会社（現 SCSK株式会社）入社 1992年7月 中島会計事務所（現朝日税理士法 人）入所 マネージャー 2005年4月 株式会社インプレス 取締役 2012年6月 日本オプロ株式会社（現当社） 入 社 2018年6月 当社 監査役（現任）	(注) 4	2,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	大塚 一郎	1953年4月20日	1981年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所 入所 1988年1月 ニューヨーク州弁護士登録 1988年9月 ギル・パトリック・アンド・コーデ イ法律事務所 入所 1990年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律 事務所 入所 1992年10月 ブレークモア法律事務所 入所 1994年10月 日本グッドリッチ株式会社 社外監 査役 (現任) 1999年12月 メリルリンチ日本証券株式会社 (現 B o f A証券株式会社) 社外監査役 2002年6月 リシュモンジャパン株式会社 社外 監査役 (現任) 2002年10月 東京六本木法律事務所 (現東京六本 木法律特許事務所) 設立 パートナ ー (現任) 2008年1月 株式会社ソケット 社外監査役 (現 任) 2009年10月 バイオエレクトロニクスジャパン株式会社 社外監査役 (現任) 2022年2月 当社 社外監査役 (現任) 2022年4月 医療法人メディカルサイエンスラボ 監事 (現任)	(注) 4	—
監査役	澤田 静華	1971年2月11日	1997年10月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監 査法人) 入所 2004年1月 澤田静華公認会計士事務所 設立 所長 (現任) 2006年7月 株式会社サンブリッジ 社外監査役 2012年3月 株式会社クロス・マーケティング (現株式会社クロス・マーケティン ググループ) 社外監査役 2012年12月 株式会社みんなのウェディング (現 株式会社エニマリ) 社外監査役 2016年6月 株式会社ウィルグループ 社外監査 役 (現任) 2017年6月 株式会社セントメディア (現株式会 社ウィルオブ・ワーク) 社外監査役 (現任) 2017年6月 株式会社ボーダリンク 社外監査役 2017年6月 株式会社ネットジンザイバンク (現 フォースタートアップス株式会社) 社外監査役 2018年6月 株式会社クリエイティブバンク 社 外監査役 2019年6月 株式会社スプレイジ 社外監査役 2020年6月 株式会社ウィルオブ・コンストラク ション 社外監査役 (現任) 2022年7月 株式会社ウィルオブ・チャレンジ 社外監査役 (現任) 2022年2月 当社 社外監査役 (現任) 2023年5月 株式会社T S I ホールディングス 社外監査役 (現任)	(注) 4	—
計					1,152,500

- (注) 1. 取締役 宮澤敏、内田健治及び長井利仁は、社外取締役であります。
2. 監査役 大塚一郎及び澤田静華は、社外監査役であります。
3. 任期は、2024年4月15日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、2024年4月15日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の宮澤敏は、企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、また他社の社外取締役としても企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。なお、宮澤社外取締役は当社株式10,000株を所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の内田健治は、企業経営者及び税理士として豊富な経験と高い見識を有しており、また税理士法人フィデス会計社の代表社員として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。

社外取締役の長井利仁は企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。

社外監査役の大塚一郎は、法律専門家の弁護士として豊富な経験と実績をもち、コーポレート・ガバナンスの観点からも的確な助言・提言を行うことができると考えており、また他社の社外監査役として企業経営に関与されており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であると判断し、選任しております。

社外監査役の澤田静華は、公認会計士・税理士として会計及び税務の高い知見を持ち、監査役としても幅広い経験と実績をもつため、的確な助言・提言を行うことができると考えており、選任しております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、原則月1回開催される取締役会への出席を通じて、内部監査、監査役会及び内部統制の整備・運用状況等に関する報告を受けることにより、当社の経営の監督を行っております。

社外監査役は、原則月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、監査業務の精度向上を図っております。また、監査役会は、定期的に内部監査担当者及び会計監査人との連絡会を通じて、情報交換や報告を受け、より効果的な監査業務の実施を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役監査計画に定められた内容に基づき監査を行い、すべての監査結果は監査役会において共有されるとともに、取締役会への報告と必要な提言がなされております。当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、非常勤監査役2名は社外監査役であります。監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査人や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。なお、常勤監査役の澤野敏郎は企業の経営及び監査に関する豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役の大塚一郎は法律専門家の弁護士として豊富な経験を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。また他社の社外監査役として企業経営に関与されており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であります。社外監査役の澤田静華は公認会計士・税理士として会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。また他社の監査役としても幅広い経験と実績をもつため、客観的かつ独立的な経営監視が可能であります。

常勤監査役の活動として、取締役会を含む重要会議への出席、代表取締役社長との意見交換、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング等を行うとともに、重点事項に関しては取締役会に報告を行っております。また、監査の実効性を高めるために、内部監査人や会計監査人とも連携のうえ監査を実施しております。

当社は監査役会を原則月1回定例にて開催し、その他必要に応じて臨時にて開催しており、最近事業年度において、各監査役はすべての監査役会に出席しております。監査役会における主な検討事項として、監査計画の検討、監査業務の分担の検討、監査役の活動報告、期末監査等の報告、内部監査人からの内部監査計画の報告等を実施しております。最近事業年度の監査役会について、監査役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	澤野 敏郎	14回	14回
監査役（社外）	大塚 一郎	14回	14回
監査役（社外）	澤田 静華	14回	14回

② 内部監査の状況

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能力の向上及び業績の進展に関する助言を行っております。当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、社長の命を受けた管理部担当者1名が内部監査人として、自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。一方、内部監査人が属する部門については、社長が指名した製品サービス部担当者が監査を実施し、相互に牽制する体制を採っております。

当社は、内部監査人から代表取締役社長に対するレポートラインに加えて、監査役会に内部監査結果を直接報告するレポートライン（デュアルレポートライン）を確保しています。また、定期的に監査役及び会計監査人と情報共有及び意見交換を行っております。指摘事項については、担当部門との協議により、改善策を講じるとともにその後の状況を確認し、内部監査の実効性を確保しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

島津 慎一郎

尾形 隆紀

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 11名

e 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、独立性、当社のビジネスに対する知識・理解に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案して判断することとしております。

太陽有限責任監査法人の選定理由については、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の業務執行・品質管理体制、業務執行内容の妥当性、監査結果の相当性及び監査報酬の水準等を勘案するとともに、会計監査人との面談、意見交換等を通じて総合的に判断しており、太陽有限責任監査法人による会計監査は適正に行われていると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,000	—	15,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査法人より提示される監査計画の内容をもとに、職務執行状況及び監査時間と報酬単価を通じて報酬見積りの算定根拠等の適切性について必要な検証を行い、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の金銭報酬限度額は、2000年6月21日開催の第3回定時株主総会で年間総額400,000千円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は4名）、また、金銭報酬とは別枠で、2022年5月31日開催の臨時株主総会において、株式報酬の額として年額52,000千円以内、新株予約権数の上限を年1千株以内と決議しております。（同株主総会終結時点の取締役の員数は6名）。監査役の金銭報酬限度額は2000年6月21日開催の第3回定時株主総会で年間総額100,000千円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は1名）とすることが承認されております。なお、役員の員数については定款で取締役は10名以内、監査役は5名以内と定めており、本書提出日現在の人数は取締役が6名、監査役が3名であります。

当社は、取締役報酬については、株主総会で承認された取締役報酬枠の中で取締役会が決定することになっております。当社は役員報酬規程を定めており、役員報酬の決定は、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定しております。但し、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役が決定いたします。当事業年度においては上記の過程を経て、代表取締役社長里見一典が委任を受け、決定を行っております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が社外取締役の関与・助言を受けた上で、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査役の報酬については、株主総会で承認された監査役報酬枠の中で、監査役会において協議し、個別の報酬額を決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	71,000	71,000	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	6,100	6,100	—	—	—	1
社外取締役	8,400	8,400	—	—	—	3
社外監査役	3,600	3,600	—	—	—	2

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式投資及び純投資目的以外の目的の株式投資の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的の株式を投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

なお、当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2021年12月1日から2022年11月30日まで）及び当事業年度（2022年12月1日から2023年11月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じ監査法人や顧問税理士との協議を実施し、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年11月30日)	当事業年度 (2023年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	477,583	626,516
売掛金	34,068	19,825
契約資産	36,997	48,693
仕掛品	117	932
前払費用	86,347	135,197
敷金及び保証金	47,361	—
その他	2,907	40
貸倒引当金	—	△291
流動資産合計	685,381	830,914
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,457	46,405
減価償却累計額	△9,334	△4,245
建物（純額）	6,122	42,159
工具、器具及び備品	26,238	43,826
減価償却累計額	△17,986	△24,024
工具、器具及び備品（純額）	8,251	19,802
有形固定資産合計	14,374	61,962
無形固定資産		
ソフトウェア	14,031	56,927
ソフトウェア仮勘定	12,498	10,195
無形固定資産合計	26,529	67,122
投資その他の資産		
長期前払費用	177	3,666
敷金及び保証金	99,968	95,409
繰延税金資産	19,008	37,490
投資その他の資産合計	119,154	136,566
固定資産合計	160,058	265,651
資産合計	845,440	1,096,565
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,002	44,425
1年内返済予定の長期借入金	40,424	—
未払金	25,706	33,017
未払費用	51,343	77,523
契約負債	510,494	656,650
未払法人税等	530	32,118
賞与引当金	54,739	71,058
受注損失引当金	—	38
その他	54,781	24,479
流動負債合計	769,021	939,312
固定負債		
長期借入金	15,000	—
固定負債合計	15,000	—
負債合計	784,021	939,312

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年11月30日)	当事業年度 (2023年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	98,000	98,000
利益剰余金		
繰越利益剰余金	△36,581	59,252
利益剰余金合計	△36,581	59,252
株主資本合計	61,418	157,252
純資産合計	61,418	157,252
負債純資産合計	845,440	1,096,565

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2024年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	974,267
売掛金	31,515
契約資産	29,057
仕掛品	456
前払費用	212,364
その他	8,869
流動資産合計	1,256,530
固定資産	
有形固定資産	59,110
無形固定資産	91,306
投資その他の資産	146,263
固定資産合計	296,679
資産合計	1,553,210
負債の部	
流動負債	
買掛金	32,429
契約負債	1,012,785
未払法人税等	55,654
賞与引当金	69,231
その他	122,138
流動負債合計	1,292,240
負債合計	1,292,240
純資産の部	
株主資本	
資本金	98,000
利益剰余金	162,970
株主資本合計	260,970
純資産合計	260,970
負債純資産合計	1,553,210

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
売上高	※1 1,290,499	※1 1,618,158
売上原価	607,002	817,385
売上総利益	683,496	800,772
販売費及び一般管理費	※2, ※3 551,136	※2 689,581
営業利益	132,359	111,191
営業外収益		
受取利息	4	5
協賛金収入	818	1,600
その他	273	8
営業外収益合計	1,096	1,613
営業外費用		
支払利息	649	212
支払手数料	—	2,212
その他	340	425
営業外費用合計	989	2,850
経常利益	132,465	109,954
特別損失		
固定資産除却損	—	※4 482
減損損失	※5 8,158	—
特別損失合計	8,158	482
税引前当期純利益	124,306	109,471
法人税、住民税及び事業税	530	32,118
法人税等調整額	23,895	△18,482
法人税等合計	24,425	13,636
当期純利益	99,881	95,834

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)		当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	254,729	40.0	338,321	38.9
II 経費		45,067	7.1	82,365	9.5
III 外注費		336,493	52.9	448,507	51.6
当期総製造費用		636,290	100.0	869,194	100.0
他勘定振替高	※2	29,287		51,809	
当期売上原価		607,002		817,385	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
地代家賃 (千円)	32,928	51,605
減価償却費 (千円)	3,662	15,832

(注) ※2 他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
ソフトウェア仮勘定 (千円)	27,213	50,608

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)
売上高	1,023,920
売上原価	518,235
売上総利益	505,684
販売費及び一般管理費	※ 346,322
営業利益	159,362
営業外収益	
受取利息	2
その他	7
営業外収益合計	10
経常利益	159,372
特別利益	
固定資産売却益	1
特別利益合計	1
税引前四半期純利益	159,373
法人税等合計	55,656
四半期純利益	103,717

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	98,000	12,500	12,500	25,000	△161,463	△161,463	△38,463	△38,463
当期変動額								
準備金から剰余金への振替	—	△12,500	12,500	—	—	—	—	—
欠損填補	—	—	△25,000	△25,000	25,000	25,000	—	—
当期純利益					99,881	99,881	99,881	99,881
当期変動額合計	—	△12,500	△12,500	△25,000	124,881	124,881	99,881	99,881
当期末残高	98,000	—	—	—	△36,581	△36,581	61,418	61,418

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	98,000	△36,581	△36,581	61,418	61,418
当期変動額					
当期純利益	—	95,834	95,834	95,834	95,834
当期変動額合計	—	95,834	95,834	95,834	95,834
当期末残高	98,000	59,252	59,252	157,252	157,252

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	124,306	109,471
減価償却費	8,474	24,905
固定資産除却損	—	482
減損損失	8,158	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	54,739	16,319
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	—	38
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	291
受取利息	△4	△5
支払利息	649	212
為替差損益 (△は益)	△70	△23
売上債権の増減額 (△は増加)	△27,918	2,545
仕掛品の増減額 (△は増加)	3,722	△815
前払費用の増減額 (△は増加)	△11,146	△46,244
仕入債務の増減額 (△は減少)	△904	13,423
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	15,079	33,490
契約負債の増減額 (△は減少)	83,856	146,155
その他	47,880	△20,867
小計	306,823	279,381
利息の受取額	4	5
利息の支払額	△606	△177
法人税等の支払額	△530	△530
営業活動によるキャッシュ・フロー	305,691	278,679
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,200	—
定期預金の払戻による収入	—	13,908
有形固定資産の取得による支出	△6,544	△57,771
無形固定資産の取得による支出	△27,019	△50,608
敷金及び保証金の差入による支出	△93,892	—
敷金及び保証金の返還による収入	—	37,523
その他	2,106	△3,489
投資活動によるキャッシュ・フロー	△126,550	△60,437
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△63,438	△55,424
財務活動によるキャッシュ・フロー	△63,438	△55,424
現金及び現金同等物に係る換算差額	70	23
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	115,773	162,841
現金及び現金同等物の期首残高	347,900	463,674
現金及び現金同等物の期末残高	※ 463,674	※ 626,516

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2023年12月1日
至 2024年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	159,373
減価償却費	13,735
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,827
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△38
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	927
受取利息	△2
固定資産売却益	△1
為替差損益 (△は益)	△2
売上債権の増減額 (△は増加)	7,945
仕掛品の増減額 (△は増加)	476
前払費用の増減額 (△は増加)	△77,167
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△12,698
仕入債務の増減額 (△は減少)	△11,995
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△25,707
未払消費税等の増減額 (△は減少)	9,441
契約負債の増減額 (△は減少)	356,135
その他	△3,663
小計	414,929
利息の受取額	2
法人税等の支払額	△32,118
営業活動によるキャッシュ・フロー	382,814
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,705
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	△32,361
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,065
現金及び現金同等物に係る換算差額	2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	347,750
現金及び現金同等物の期首残高	626,516
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 974,267

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

クラウドサービス事業においては、主にクラウド方式によるサービスの提供及び帳票アプリケーションの開発を行っております。サービスの提供の主な履行義務は、クラウドサービスの提供であり、契約期間にわたり履行義務が充足されることから、提供期間にわたって収益を認識しております。帳票アプリケーションの開発の主な履行義務は、顧客要望に応じて独自の帳票を出力することが可能となるアプリケーションの開発であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積は、発生した工数が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、当事業年度までに発生した実工数が予想される総工数に占める割合に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を測定しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短期であり、金額に重要性がない場合は、顧客の検収時点において収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員が受ける退職金にあてるため、中小企業退職金共済法に基づく、中小企業退職金共済制度に加入しております。なお、掛金は支出時に費用として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～18年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

クラウドサービス事業においては、主にクラウド方式によるサービスの提供及び帳票アプリケーションの開発を行っております。サービスの提供の主な履行義務は、クラウドサービスの提供であり、契約期間にわたり履行義務が充足されることから、提供期間にわたって収益を認識しております。帳票アプリケーションの開発の主な履行義務は、顧客要望に応じて独自の帳票を出力することが可能となるアプリケーションの開発であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積は、発生した工数が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、当事業年度までに発生した実工数が予想される総工数に占める割合に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を測定しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短期であり、金額に重要性がない場合は、顧客の検収時点において収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員が受ける退職金にあてるため、中小企業退職金共済法に基づく、中小企業退職金共済制度に加入しております。なお、掛金は支出時に費用として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 19,008千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来の中期経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当該事業計画の主要な仮定は、ARR成長率、解約率等の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための人員増加、広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

③ 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 37,490千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来の中期経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当該事業計画の主要な仮定は、ARR成長率、解約率等の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための人員増加、広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

③ 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会

計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高、事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行なっております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」の「未払消費税等」に表示していた52,041千円は、「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43.3%、当事業年度41.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56.7%、当事業年度58.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
	千円	千円
役員報酬	85,910	89,100
給与手当	184,862	214,813
賞与引当金繰入額	16,821	20,943
貸倒引当金繰入額	—	291
減価償却費	4,812	9,072

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
	5,990千円	—千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
	千円	千円
工具器具備品	—	59
ソフトウェア仮勘定	—	422
計	—	482

※5 減損損失

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

当社は以下の資産グループについて減損計上しました。

1. 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
東京都中央区	本社	建物	8,147千円
		工具、器具及び備品	11千円
計			8,158千円

2. 減損損失を認識するに至った経緯

当社の事業は、クラウドサービス事業の単一事業であり、全社一体としてグルーピングを行っております。

本社移転の意思決定により将来の使用が見込めなくなった建物、工具、器具及び備品について、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、売却が困難であること及び本社移転に伴う旧本社の原状回復義務により内装等の廃棄が見込まれていたため、ゼロとして評価しております。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	32,808	—	—	32,808
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	32,808	—	—	32,808

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	32,808	—	—	32,808
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	32,808	—	—	32,808

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
	千円	千円
現金及び預金勘定	477,583	626,516
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△13,908	—
現金及び現金同等物	463,674	626,516

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建の預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日となっております。借入金は、主に運転資金(短期)及び設備投資(長期)に係る資金調達を目的としたものです。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先別に回収期日及び残高を管理し、与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

敷金及び保証金については、貸主及び取引先の財務状況の悪化等による信用リスクの調査を含め、回収懸念債権の早期発見及び把握に努めており、債権の保全を図っております。

② 市場リスク(為替の変動リスク・金利変動リスク)の管理

当社は為替相場の状況を踏まえ、一定期間における確実性の高い外貨建て取引量を基準として、適宜、決済通貨を調達し保有しています。

また、金利動向を十分に把握し、資金調達に関する金利変動リスクを管理する方針であります。

③ 借入金の流動性リスク

借入金は、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	147,329	147,329	—
資産計	147,329	147,329	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	55,424	55,365	△59
負債計	55,424	55,365	△59

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	477,583	—	—	—
売掛金	34,068	—	—	—
敷金及び保証金	47,361	99,968	—	—
合計	559,012	99,968	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	40,424	15,000	—	—	—	—
合計	40,424	15,000	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	147,329	—	147,329
資産計	—	147,329	—	147,329
長期借入金	—	55,365	—	55,365
負債計	—	55,365	—	55,365

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味して算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建の預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日となっており、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先別に回収期日及び残高を管理し、与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

敷金及び保証金については、貸主及び取引先の財務状況の悪化等による信用リスクの調査を含め、回収懸念債権の早期発見及び把握に努めており、債権の保全を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク・金利変動リスク）の管理

当社は為替相場の状況を踏まえ、一定期間における確実性の高い外貨建て取引量を基準として、適宜、決済通貨を調達し保有しています。

また、金利動向を十分に把握し、資金調達に関する金利変動リスクを管理する方針であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	95,409	95,409	—
資産計	95,409	95,409	—

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	626,516	—	—	—
売掛金	19,825	—	—	—
敷金及び保証金	—	95,409	—	—
合計	646,341	95,409	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	95,409	—	95,409
資産計	—	95,409	—	95,409

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 31名	当社取締役 3名 当社使用人 14名	当社使用人 16名	当社取締役 2名 当社使用人 71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,178株	普通株式 661株	普通株式 91株	普通株式 961株
付与日	2020年2月21日	2021年2月26日	2021年10月29日	2022年11月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年1月23日から 2030年1月22日	2023年2月18日から 2031年2月17日	2023年10月21日から 2031年10月20日	2024年10月19日から 2032年10月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	1,178	661	91	—
付与	—	—	—	961
失効	47	2	31	—
権利確定	1,131	—	—	—
未確定残	—	659	60	961
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	1,131	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	6	—	—	—
未行使残	1,125	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	4,000	10,000	50,000	52,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | —千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 31名	当社取締役 3名 当社使用人 14名	当社使用人 16名	当社取締役 2名 当社使用人 71名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,178株	普通株式 661株	普通株式 91株	普通株式 961株
付与日	2020年2月21日	2021年2月26日	2021年10月29日	2022年11月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年1月23日から 2030年1月22日	2023年2月18日から 2031年2月17日	2023年10月21日から 2031年10月20日	2024年10月19日から 2032年10月18日

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 22名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 174株
付与日	2023年11月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年10月17日から 2033年10月16日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	659	60	961
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	81
権利確定	—	659	60	—
未確定残	—	—	—	880
権利確定後 (株)				
前事業年度末	1,125	—	—	—
権利確定	—	659	60	—
権利行使	—	—	—	—
失効	11	—	10	—
未行使残	1,114	659	50	—

	第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	174
失効	—
権利確定	—
未確定残	174
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	4,000	10,000	50,000	52,000	52,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | —千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度 (2022年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年11月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	18,934千円
ソフトウェア	12,421千円
減損損失	2,822千円
税務上の繰越欠損金	8,346千円
その他	6,240千円
繰延税金資産小計	48,763千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△8,346千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,409千円
評価性引当額小計	△29,755千円
繰延税金資産合計	19,008千円
繰延税金資産 (負債) の純額	19,008千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年11月30日)
法定実効税率	34.59%
(調整)	
住民税均等割	0.43%
評価性引当額の増減	△15.41%
軽減税率の適用	△1.55%
その他	1.60%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.65%

当事業年度（2023年11月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年11月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	24,579千円
ソフトウェア	9,676千円
地代家賃	7,037千円
その他	5,601千円
繰延税金資産小計	46,894千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,404千円
評価性引当額小計	△9,404千円
繰延税金資産合計	37,490千円
繰延税金資産（負債）の純額	37,490千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年11月30日)
法定実効税率	34.59%
（調整）	
住民税均等割	0.48%
評価性引当額の増減	△18.59%
税額控除	△4.98%
軽減税率の適用	△0.93%
その他	1.88%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.46%

(収益認識関係)

前事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
ストック売上	1,030,448
フロー売上	260,050
顧客との契約から生じる収益	1,290,499
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,290,499

(注) ストック売上とは、総売上のうちクラウドのライセンス利用料売上や製品保守売上といった将来的に継続する可能性の高い売上を指し、フロー売上とは、総売上のうちクラウドの初期費用売上や製品売上といった一回売り切りの売上を指します。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (重要な会計方針)

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	34,068
契約資産 (期末残高)	36,997
契約負債 (期首残高)	426,637
契約負債 (期末残高)	510,494

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、主に将来の履行義務に係る対価の一部を顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、前受金の受取りにより増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は419,944千円であります。

なお、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	501,807
1年超2年以内	3,621
2年超3年以内	1,875
3年超4年以内	1,320
4年超	1,870
合計	510,494

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
ストック売上	1,302,353
フロー売上	315,804
顧客との契約から生じる収益	1,618,158
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,618,158

(注) ストック売上とは、総売上のうちクラウドのライセンス利用料売上や製品保守売上といった将来的に継続する可能性の高い売上を指し、フロー売上とは、総売上のうちクラウドの初期費用売上や製品売上といった一回売り切りの売上を指します。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (重要な会計方針)

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	34,068
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	19,825
契約資産 (期首残高)	36,997
契約資産 (期末残高)	48,693
契約負債 (期首残高)	510,494
契約負債 (期末残高)	656,650

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、主に将来の履行義務に係る対価の一部を顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、前受金の受取りにより増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は501,807千円であります。

なお、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	636,046
1年超2年以内	12,961
2年超3年以内	5,772
3年超4年以内	1,870
合計	656,650

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2021年12月1日 至 2022年11月30日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	里見 一典	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 63.1	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	55,424	—	—

(注) 当社は金融機関からの借入に対して代表取締役社長里見一典より債務保証を受けております。

取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。

なお、保証料の支払は行っておらず、本書提出日現在において、当該債務被保証は解消しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

1 関連当事者との取引

開示すべき重要な取引がないため記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
1株当たり純資産額	37.44円
1株当たり当期純利益	60.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式数は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。

2. 当社は、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)
当期純利益(千円)	99,881
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	99,881
普通株式の期中平均株式数(株)	1,640,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数は140,250個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
1株当たり純資産額	95.86円
1株当たり当期純利益	58.42円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式数は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
当期純利益（千円）	95,834
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	95,834
普通株式の期中平均株式数（株）	1,640,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類（新株予約権の数は143,850個） これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

(単元株制度の採用及び株式分割)

当社は、2024年3月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月15日付をもって株式分割を行っておりま
す。また、上記株式分割に伴い、2024年4月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元
株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1
単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2024年4月12日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につ
き50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	32,808株
今回の分割により増加する株式数	1,607,592株
株式分割後の発行済株式総数	1,640,400株
株式分割後の発行可能株式総数	6,500,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年4月15日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出してお
り、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)
給与手当	133,980千円
賞与引当金繰入額	20,444
貸倒引当金繰入額	927

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)
現金及び預金勘定	974,267千円
現金及び現金同等物	974,267

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)
ストック売上	848,005
フロー売上	175,914
顧客との契約から生じる収益	1,023,920
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,023,920

(注) ストック売上とは、総売上のうちクラウドのライセンス利用料売上や製品保守売上といった将来的に継続する可能性の高い売上を指し、フロー売上とは、総売上のうちクラウドの初期費用売上や製品売上といった一回売り切りの売上を指します。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)
1株当たり四半期純利益	63.22円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	103,717
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	103,717
普通株式の期中平均株式数(株)	1,640,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	15,457	39,919	8,971 (-)	46,405	4,245	3,882	42,159
工具、器具及び備品	26,238	17,852	264 (-)	43,826	24,024	6,241	19,802
有形固定資産計	41,695	57,771	9,235 (-)	90,232	28,269	10,124	61,962
無形固定資産							
ソフトウェア	14,521	52,489	-	67,010	10,082	9,593	56,927
ソフトウェア仮勘定	12,498	50,608	52,912	10,195	-	-	10,195
無形固定資産計	27,019	103,098	52,912	77,205	10,082	9,593	67,122
長期前払費用	177	4,135	646	3,666	-	-	3,666

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	新オフィス工事による増加	39,919千円
工具、器具及び備品	新オフィス什器備品による増加	13,239千円
工具、器具及び備品	ノートパソコン28台による増加	4,612千円
ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替	52,489千円
ソフトウェア仮勘定	モノスクv1.2開発による増加	10,195千円
ソフトウェア仮勘定	モノスクv1.0開発による増加	8,408千円
ソフトウェア仮勘定	docutus開発による増加	6,527千円
ソフトウェア仮勘定	monday.com連携開発による増加	5,176千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア勘定への振替	52,489千円
-----------	--------------	----------

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	40,424	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,000	-	-	-
合計	55,424	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	291	—	—	291
賞与引当金	54,739	71,058	54,739	—	71,058
受注損失引当金	—	38	—	—	38

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	626,282
外貨預金	233
小計	626,516
合計	626,516

b. 売掛金、契約資産

イ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社 J T B	3,500
株式会社博報堂プロダクツ	2,495
ユニファイド・サービス株式会社	2,277
株式会社シャノン	1,603
株式会社ケイズコーポレーション	1,009
その他	8,939
合計	19,825

ロ. 契約資産

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	12,855
株式会社ジェイアール東海ツアーズ	5,612
ユニファイド・サービス株式会社	5,378
株式会社ウフル	4,254
日本アイ・ビー・エム デジタルサービス株式会社	3,404
その他	17,188
合計	48,693

売掛金、契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
71,065	468,193	470,739	68,519	87.3	54

c. 仕掛品

品目	金額 (千円)
帳票開発サービス	932
合計	932

d. 前払費用

相手先	金額 (千円)
株式会社セールスフォース・ジャパン	99,986
アマゾンウェブサービスジャパン合同会社	7,567
株式会社Z e n d e s k	6,099
S M B C 日興証券株式会社	5,043
株式会社F l e e k d r i v e	2,938
その他	13,562
合計	135,197

e. 敷金及び保証金

相手先	金額 (千円)
東京建物株式会社	94,909
共同印刷株式会社	500
合計	95,409

② 流動負債

a. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
三井住友カード株式会社	13,430
株式会社トランク	6,826
株式会社B e e X	2,722
株式会社A i e s	2,090
株式会社ユニリンク	1,908
その他	17,447
合計	44,425

b. 未払費用

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
給与・賞与	48,738
東京建物株式会社	11,338
日本年金機構	3,865
関東ITソフトウェア健康保険組合	2,120
響きパートナーズ株式会社	1,925
その他	9,534
合計	77,523

c. 契約負債

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社プロトコーポレーション	44,663
みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	22,188
一般社団法人日本自動車連盟	17,067
日本電気株式会社	15,931
株式会社ティーケーピー	14,181
その他	542,617
合計	656,650

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎年2月
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.opro.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2022年11月11日	2023年11月10日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 48,050株	普通株式 8,700株
発行価格	1,040円 (注) 3	1,040円 (注) 3
資本組入額	520円	520円
発行価額の総額	49,972,000円	9,048,000円
資本組入額の総額	24,986,000円	4,524,000円
発行方法	2022年10月18日に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年10月16日に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

(2) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起

算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2023年11月30日であります。

(注) 2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

(注) 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

2. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき1,040円
行使期間	2024年10月19日から2032年10月18日
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(a) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。</p> <p>(b) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。</p> <p>(c) 新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合。</p> <p>(d) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、(i) 当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、(ii) 競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、(iii) 競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、(iv) 競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。</p> <p>(e) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。</p> <p>④ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について（注）4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合はこの限りではない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき1,040円
行使期間	2025年10月17日から2033年10月16日
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(a) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。</p> <p>(b) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。</p> <p>(c) 新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合。</p> <p>(d) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、(i) 当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、(ii) 競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、(iii) 競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、(iv) 競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。</p> <p>(e) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。</p> <p>④ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について（注）4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合はこの限りではない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
安川 貴英	東京都墨田区	会社役員	3,500	3,640,000 (1,040)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
吉田 順一	—	会社役員	3,500	3,640,000 (1,040)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 1. 当社は、2024年3月15日開催の取締役会決議により、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。
2. 新株予約権証券の取得者である従業員(特別利害関係者等を除く)64名、割当株式の総数37,000株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

新株予約権証券の取得者である従業員(特別利害関係者等を除く)22名、割当株式の総数8,700株に関する記載は省略しております。

なお、当社は、2024年3月15日開催の取締役会決議により、2024年4月15日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、当該割当株数は当該株式分割後の割当株数であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
里見 一典(注) 1、2	東京都墨田区	1,035,000	58.01
オプロ従業員持株会(注) 1	東京都中央区京橋二丁目14番1号	192,900	10.81
株式会社たいかも(注) 1、8	神奈川県三浦郡葉山町堀内160番1	160,000	8.97
安川 貴英(注) 1、3	東京都墨田区	128,500 (28,500)	7.20 (1.60)
舩 仁雄(注) 1、9	埼玉県さいたま市南区	50,000	2.80
吉田 順一(注) 3	—	33,500 (28,500)	1.88 (1.60)
T S V 1号投資事業有限責任組合(注) 1、11	東京都中央区日本橋二丁目11番2号	25,000	1.40
金野 栄太郎(注) 1、10	群馬県高崎市	20,000	1.12
長井 利仁(注) 3	—	20,000 (20,000)	1.12 (1.12)
和田 典子(注) 1、6	山梨県甲府市	17,500	0.98
田中 最代治(注) 1、6	東京都三鷹市	12,500	0.70
宮澤 敏(注) 1、3	東京都江戸川区	10,000	0.56
齋藤 智彦(注) 6	徳島県徳島市	5,000	0.28
株式会社庚伸(注) 5	東京都中央区八丁堀二丁目26番9号 グランデビルディング3F	5,000	0.28
内田 健治(注) 3	—	5,000 (5,000)	0.28 (0.28)
—(注) 7	—	3,500 (3,500)	0.20 (0.20)
—(注) 7	—	3,500 (3,500)	0.20 (0.20)
—(注) 7	—	3,500 (3,500)	0.20 (0.20)
—(注) 7	—	3,250 (3,250)	0.18 (0.18)
—(注) 7	—	2,750 (2,750)	0.15 (0.15)
—(注) 7	—	2,750 (2,750)	0.15 (0.15)
澤野 敏郎(注) 4	—	2,500	0.14
—(注) 7	—	2,500 (2,500)	0.14 (0.14)
—(注) 7	—	2,500 (2,500)	0.14 (0.14)
—(注) 7	—	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)
—(注) 7	—	2,000 (2,000)	0.11 (0.11)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
— (注) 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— (注) 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— (注) 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— (注) 7	—	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
— (注) 7	—	1,250 (1,250)	0.07 (0.07)
— (注) 7	—	1,250 (1,250)	0.07 (0.07)
— (注) 7	—	1,250 (1,250)	0.07 (0.07)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
その他63名	—	17,850 (17,850)	0.98 (0.98)
計	—	1,784,250 (143,850)	100.00 (8.06)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)

5. 当社取締役が代表を務める会社

6. 社長知人

7. 当社従業員

8. 当社の元取締役の資産管理会社

9. 当社の元取締役

10. 当社の元監査役

11. 資本業務提携先の運営ファンド

12. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

13. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2024年7月11日

株式会社オプロ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島津 慎一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾形 隆紀 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプロの2021年12月1日から2022年11月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプロの2022年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2024年7月11日

株式会社オプロ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島津 慎一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾形 隆紀 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプロの2022年12月1日から2023年11月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプロの2023年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2024年7月11日

株式会社オプロ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島津 慎一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾形 隆紀 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプロの2023年12月1日から2024年11月30日までの第28期事業年度の第2四半期会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプロの2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

